

格納容器、補助建屋、試料採取室、 安全補機開閉器室、中央制御室給 気系フィルタへのアクセス扉

主蒸気管室、タービン動補助給水 ポンプ室給気系フィルタ設置エ リア

機室、電動補助給水ポンプ室給気系フ イルタへのアクセス扉

図2 換気空調設備の外気取入口(フィルタ)へのアクセス例

#### ②発電所周辺の大気汚染

中央制御室空調装置については、外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運 転することも可能であり、その場合でも中央制御室の居住性が維持されるこ とを確認している。(図3参照)

a.酸素濃度

「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価し た。

- (a) 評価条件
  - ・在室人数:10人
  - ・中央制御室バウンダリ内体積:3,500m<sup>3</sup>

- ・空気流入率: 0.05 回/h<sup>\*</sup>(閉回路運転)
   ※空気流入率測定試験結果(約 0.12 回/h)を基に保守的に設定。
- ·初期酸素濃度:20.95%
- ・1 人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量 を適用して 240/min とする。
- ・1 人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度:16.40%として、 65.520/hとする。
- ・許容酸素濃度:19%以上(鉱山保安法施行規則から)

(b) 評価結果

上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、720時間外 気取入を遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境 に影響を与えない。

時間	12 時間	24 時間	36 時間	96 時間	168 時間	720 時間
酸素濃度	20. 78%	20.69%	20.64%	20. 58%	20. 58%	20. 58%

注)「外気遮断時の中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の評価について」技術的能力 1.16 ま とめ資料より引用

b. 二酸化炭素濃度

「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について 評価した。

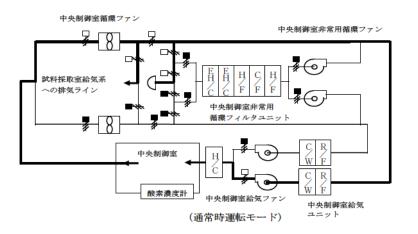
- (a) 評価条件
  - ・在室人数:10人
  - ・中央制御室バウンダリ内体積:3,500m<sup>3</sup>
  - ・空気流入率:0.05回/h<sup>\*</sup>(閉回路運転)
     ※空気流入率測定試験結果(約0.12回/h)を基に保守的に設定。
  - ·初期二酸化炭素濃度:0.03%
  - ・1人当たりの二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等 作業時の吐出量を適用して 0.046 m<sup>3</sup>/h とする。
  - ・許容二酸化炭素濃度:1%以下(鉱山保安法施行規則から)
- (b)評価結果

上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、以下のとおりであり、720 時間外気取入を遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操 作環境に影響を与えない。

1	時間	12 時間	24 時間	36 時間	96 時間	168 時間	720 時間
	二酸化炭素濃度	0.149%	0.214%	0.249%	0.291%	0. 293%	0.293%
2	主)「外気遮断時の中生	央制御室内の配	酸素及び二酸化	炭素濃度の評	価について」	技術的能力 1.	16 まとめ資料

より引用





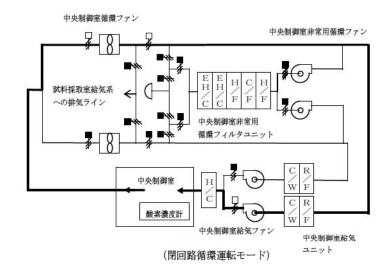


図3 中央制御室空調装置 概略系統図

個別評価—8

排気筒に係る影響評価

降下火砕物の降灰による排気筒への影響について以下のとおり評価する。

(1)評価項目及び内容

①換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞、磨耗) 降下火砕物の排気筒への侵入により、排気筒の機能に影響がないことを評価する。具体的には、排気筒の排気速度が降下火砕物の降下速度より大きく、 降下火砕物が排気筒へ侵入しないことを確認する。また、降下火砕物が侵入したとしても流路が閉塞しないことを確認する。

②換気系に対する化学的影響(腐食)

降下火砕物の付着に伴う構造物の腐食により、排気筒の機能に影響がない ことを評価する。

(2)評価条件

①降下火砕物条件

- a. 密度:●g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)
- b. 堆積量:●cm
- c. 粒径:●mm 以下

(3)評価結果

(		
	追而【地震津波側審査の反映】	
	(層厚、密度及び粒径について、	
	地震津波側審査結果を受けて反映のため)	
		,

追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)

b. 排気筒の排気速度

泊発電所3号炉の排気筒は、常時排気があり、排気筒に接続されている排 気量及び排気量は表1のとおりである。

	泊発電所3号炉排気筒	備考
格納容器排気系統	—	排気筒の排気量より、排気速度(吹き出
アニュラス空気浄化系統	_	し速度)は下式で求められる。
補助建屋排気系統	3,000m³/min×2 台	]
試料採取室排気系統	225m³/min×2 台	捕気筒吹き出し速度 V(m/s) ↓ Q
合計排気量	6,450m³/min	V =
排気筒サイズ	φ 2, 300	排気筒断面積 A(m <sup>2</sup> )
排気筒排気速度	25.8m/s	

表1 泊発電所3号炉の排気筒に接続されている系統の排気量及び排気速度

追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)

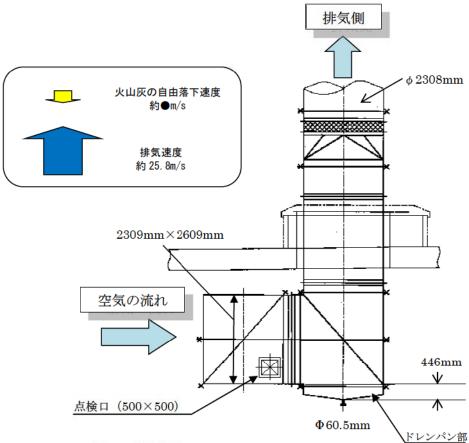


図1 排気筒曲がり部の構造

②換気系に対する化学的影響(腐食)

降下火砕物による化学的腐食を想定しても、屋外設備である排気筒は外面 塗装等による対応を行っていることから、直ちに腐食により排気筒の機能に 影響を及ぼすことはない。

なお、長期的な影響については、降下火砕物が排気筒に侵入した場合で も、内部点検や除去が可能であり、その状況に応じて補修作業を行う。

個別評価—9

#### 取水設備に係る影響評価

粒径の大きな降下火砕物については、取水路内に沈降すると考えられるものの、仮にごく少量の降下火砕物が取水設備に達した場合の影響について以下の とおり評価する。

(1)評価項目及び内容

①水循環系の閉塞

降下火砕物が混入した海水を取水することにより、取水設備が閉塞しない ことを評価する。

②水循環系の化学的影響(腐食)

降下火砕物が混入した海水を取水することによる構造物内部の腐食によ り機器の機能に影響がないことを評価する。

(2)評価条件

①降下火砕物条件

a. 粒径:●mm以下

(3)評価結果

水循環系の閉塞

追而【地震津波側審査の反映】

(層厚、密度及び粒径について、

地震津波側審査結果を受けて反映のため)

追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)

以 上

個別評価-10

原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナに係る影響評価

降下火砕物による原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ(下流設備含む、以下「海水ポンプ出口ストレーナ」)への影響について以下のとおり評価する。

(1)評価項目及び内容

小循環系の閉塞

降下火砕物が混入した海水を取水することにより、海水ポンプ出口ストレー ナ(下流設備含む)が閉塞しないことを評価する

②水循環系の化学的影響(腐食)

降下火砕物が混入した海水を取水することによる構造物内部の腐食により 機器の機能に影響がないことを評価する。

(2)評価条件

①降下火砕物条件

a. 粒径:●mm以下

(3)評価結果

小循環系の閉塞

追而【地震津波側審査の反映】

(層厚、密度及び粒径について、

地震津波側審査結果を受けて反映のため)

機	器名	伝熱管内径	海水流量
十年日 、 ビン	潤滑油冷却器	約 15mm	約 50m <sup>3</sup> /h
非常用ディーゼル	清水冷却器	約 15mm	約 50m <sup>3</sup> /h
発電機	空気冷却器	約 10.6mm	約 55~105m³/h
空調用冷凍機		約 15.78mm	約 125m <sup>3</sup> /h(夏季)
原子炉補機冷却水冷	お器(プレート型)	nm	約 1,050m <sup>3</sup> /h

②水循環系の化学的影響(腐食)

化学的影響については、海水ポンプ出口ストレーナ下流の機器の冷却器(細 管等)についても、耐食性のある材料を用いていること、並びに連続通水状 態であり著しい腐食環境にならないことから、腐食により下流の機器に影響 を及ぼすことはない。

以上

1

制御用空気圧縮機に係る影響評価

降下火砕物による制御用空気圧縮機への影響について以下のとおり評価する。

(1)評価項目及び内容

①換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)

降下火砕物が制御用空気圧縮機の摺動部に侵入する可能性を考慮し、侵入 した場合の影響について評価する。

(2)評価条件

①降下火砕物条件

a. 粒径:●mm 以下

(3)評価結果

追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)

以 上

安全系の計装盤等に係る影響評価

屋内に空気を取り込む機構を有する安全系計装盤・電気盤への降下火砕物の 降灰の影響について以下のとおり評価する。

(1)評価項目及び内容

①絶縁低下

降下火砕物が盤内に侵入する可能性及び侵入した場合の影響について評価する。

(2)評価条件

①降下火砕物条件

a. 粒径:●mm 以下

(3)評価結果

追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)

## 追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、

# 添付1

泊発電所3号炉

火山影響評価 補足資料

- 1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドとの整合性について
- 2. 降下火砕物の特徴及び影響モードと、影響モードから選定された影響要因 に対し影響を受ける評価対象施設等の組合せについて
- 3. 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する降下火砕物の降灰の 影響評価について
- 4. 降下火砕物の化学的影響(腐食)について
- 5. 降下火砕物の金属腐食研究について
- 6. 降下火砕物による磨耗の影響(破砕しやすさ・硬度)について
- 7. 建屋に対する荷重評価の基本的な考え方について(後日提出)
- 8. 粒径の大きな降下火砕物の原子炉補機冷却海水ポンプへの影響について
- 9. 非常用ディーゼル機関の故障要因について
- 10. 降下火砕物侵入による非常用ディーゼル機関空気冷却器への影響について
- 11. 非常用ディーゼル発電機吸気消音器の吸気フィルタへの影響について
- 12. 換気空調設備(給気系外気取入口(平型フィルタ))への影響について
- 13. 降下火砕物の降灰によるその他設備への影響について
- 14. 降下火砕物の降灰した際の対応手順について
- 15. 降下火砕物の除灰に要する時間について
- 16. 負圧管理箇所への降下火砕物の侵入影響について
- 17. 腐食による機能影響について
- 18. 灰置場の場所及び容量について
- 19. 降下火砕物降灰時の平型フィルタ取替の手順について
- 20. 観測された諸噴火の最盛期における噴煙柱の高度、噴出率と継続時間
- 21. 降下火砕物の粒度分布について(後日提出)
- 22. 降下火砕物による開閉所への影響について
- 23. 非常用ディーゼル発電機吸気フィルタの閉塞について
- 24. 降下火砕物の侵入による非常用ディーゼル発電機の潤滑油への影響について
- 25. 気中降下火砕物対策の検討について
- 26. 重大事故等対処設備に対する考慮について
- 27. 水質汚染に対する補給水等への影響について
- 28. 外部事象に対する津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の防護 方針について

補足資料-1

1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイドと降下火砕物に対する設備影響の評価の 整合性について、以下の表に示す。

	原子力発電所の火山影響評価ガイド	泊発電所3号炉に対する火山事象の影響評価(降下火砕物の影響評価)
1	・総則 本評価ガイドは、原子力発電所への火山影響を適切に評価するため、原子力発電所 に影響を及ぼし得る火山の抽出、抽出された火山の火山活動に関する個別評価、原子 力発電所に影響を及ぼし得る火山事象の抽出及びその影響評価のための方法と確認事 項をとりまとめたものである。	
	1一般 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び 設備の基準に関する規則」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても 安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地周辺の自然環境を基 に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。 火山の影響評価としては、最近では使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査において評 価実績があり、2009年に日本電気協会が「原子力発電所火山影響評価技術指針」 (IEA64625-2009)を制定し、2012年に IAEA が SafetyStandards "Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations" (No. SSG-21)を策定した。近年、火 山学は基本的記述科学から、以前は不可能であった火山システムの観察と複雑な火山 プロセスの数値モデルの使用に依存する定量的科学へと発展しており、これらの知見 を捨に、原子力発電所への火山影響を適切に評価する一例を示すため、本評価ガイド を作成した。 本評価ガイドは、新規制基準が求める火山の影響により原子炉施設の安全性を損な うことのない設計であることの評価方法の一例である。また、本評価ガイドは、火山 影響評価の妥当性を審査官が判断する際に、参考とするものである。	<ol> <li>はじめに 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設 備の基準に関する規則(平成 25 年 6月 28 日原子力規制委員会規則第五号)」第6条にお いて、外部からの衝撃による損傷防止として、安全施設は、想定される自然現象(地震 及び準波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければなら ないとしており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の 影響を挙げている。 火山の影響により原子炉施設の安全性を損なわれることのない設計であることを評価 するための「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、以下のとおり火山影響評 価を行い、安全機能が維持されることを確認した。</li> <li>・立地評価</li> <li>・立地評価</li> </ol>
1.	. 2 適用範囲 本評価ガイドは、実用発電用原子炉及びその附属施設に適用する。	
1	<ul> <li>3 関連法規等 本評価ガイドは、以下を参考としている。</li> <li>(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号)</li> <li>(2) 使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査における「自然環境」の考え方について (平成 20 年 10 月 27 日原子力安全委員会了承)</li> <li>(3) 日本電気協会「原子力発電所火山影響評価技術指針」(JEAG4625-2009)</li> <li>(4) IAEASafetyStandards "VolcanichazardsinSiteEvaluationforNuclear Installations" (No. SSG-21, 2012)</li> </ul>	

(里)	
(降下火砕物の影響評価)	
泊発電所3号炉に対する火山事象の影響評価	原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の流れ ガイドに従い評価
原子力発電所の火山影響評価ガイド 泊発	(1)影響評価の流れ 立地評価と影響評価の2 段階で行う。 所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、影響を及 には、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を には事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす では、抽出された火山の火山市動のモータリングと 該切に行うことを条件として、個々の火山事象が原子力発電所通用期間中に影響を及ばす 近不可能な火山事象が原子力発電所通用期間中に影響を及ばす 近不可能な火山事象が原子力発電所通用期間中に影響を及ばす であっ可能な火山事象が原子力発電所通用 定形可能な火山事象が原子力発電所通知 であっ可能な火山事象が原子力発電所の広地は不適と への設計対応及び運転対応の妥当性について評価を たいない がす可能な火山事象としており、本評価ガイドでも、はれ がが可能な人山事象としており、本評価ガイドでも、はれ のがす可能な人山事象としており、本評価ガイドでも、はれ のたうにしたの たたの たたの です の の たた可能な人山事象が原子力発電所の です の の たた可能な たい たたの たたの たたの たたの たたの たたの たたの た の た の
」 一	2. 原子力発電所に影響を及ばす、 火山影響評価は、図1に従い、 込地評価では、まず原子力発電 成し得る火山が抽出された不可能な火 可能性の評価を行う。(解説-2) 影響を及ぼす可能性が十分小さ といい。 素調子面では、個々の火山事象 なられる。 影響評価では、個々の火山事象 行う。 一型の開通及び地酸変動を設計が加 を適用する。

泊発電所3号炉に対する火山事象の影響評価(降下火砕物の影響評価)	【迎報記』							追而【地震津波側審査の反映】	(立地評価について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)						3. 火山活動のモニタリング	追而【地震津波側審査の反映】 (火山活動のモニタリングについて、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)	「シーンシンシン・シントリート」を見ていていた。
原子力発電所の火山影響評価ガイド	【立地評価】(項目名のみ記載)	3.原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出	3. 1 文献調査	3. 2 地形・地質調査及び火山学的調査	<ol> <li>3.3将来の火山活動可能性</li> </ol>	4.原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価	4. 1設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価	4. 2 地球物理学的及び地球化学的調査	<ol> <li>火山影響評価の根拠が維持されていることの確認を目的とした火山活動のモニタリング</li> </ol>	6. 1 監視対象火山	6.2監視項目	6. 3 定期的評価	6. 4 観測データの有意な変化を把握した場合の対処		19		

泊発電所3号炉に対する火山事象の影響評価(降下火砕物の影響評価)	追而【地震津波側審査の反映】 (火山活動のモニタリングについて、 地震津波側審査結果を受けて反映のため) 【影響評価】	追而【地震津波側審査の反映】 (影響評価について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)
原子力発電所の火山影響評価ガイド	【影響評価】 5. 個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価 5. 個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価 原子力発電所の運用期間中において設計対応不可能な火山事象によって原子力発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された火山について、それが噴火した場合、原子力発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象を表11に従い抽出し、その影響評価を行う。 ただし、降下火砕物に関しては、火山抽出の結果にかかわらず、原子力発電所の敷地及びその周辺調査から求められる単位面積あたりの質量と同等の火砕物が降下するものとする。なお、敷地及び敷地周辺で確認された降下火砕物で、噴出源が同定でき、その噴出源が将来噴火する可能性が否定できる場合に考慮対象から除外する。	**パンドボーンが中がはたななすしていいいし、大部分の14位置を評価すること。 **パンド、各人山事象に対して、4 章及び5 章の調査結果等を踏まえて、原子力発電所への影響 評価を行うための、各事象の特性と規模を設定する。(解説-18) 以下に、各人山事象に対して、4 章及び5 章の調査結果等を踏まえて、原子力発電所への影響 評価を行うための、各事象の特性と規模を設定する。(解説-18) 以下に、各人山事象の影響評価の方法を示す。 解説-17. 文献等には日本第四紀学会の「日本第回紀地図」を含む。 解説-18) 以下に、各人山事象の影響評価の方法を示す。 解説-18. 原子力発電所との位置関係について ま1. に記載の距離は、原子力発電所といいで、また、噴出中心又は発生源の位 置が不明な場合には、第四紀人山の火山噴出物等の既往最大到蓬距離と噴出物の分布を参 考にしてその位置を想定する。 例えば、噴出中心と原子力発電所との距離が、表中の位置関係に記載の距離より短けれ ば、人山事象により原子力発電所との距離が、表中の位置関係に記載の距離より短けれ ば、人山事象により原子力発電所必要を受ける可能性があると考えられる。

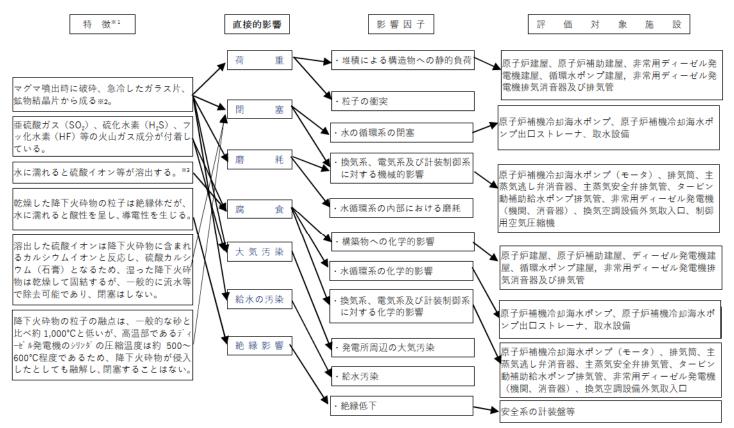
-

原子力発電所の火山影響評価ガイド	泊発電所3号炉に対する火山事象の影響評価(降下火砕物の影響評価)
<ol> <li>1. 1降下火砕物</li> <li>1. 1降下火砕物の影響         <ol> <li>(1)降下火砕物は、最も広範囲に及ぶ火山事象で、ごくわずかな火山灰の堆積でも、(a)直接的影響</li> <li>(a)直接的影響</li> <li>(b)直接的影響</li> <li>(a)直接的影響</li> <li>(b)直接的影響</li> <li>(c)直接的多。</li> <li>(c)直接的の前的負荷、粒子の衝突、水循環系の閉塞及びその内部における磨耗、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的及び化学的影響、並びに原子力発電所の構造物への静的負荷、粒子の影響が挙げられる。</li> <li>(c)精造の大気汚染等の影響が挙げられる。</li> <li>(c)指示なぞう常いない目前の音点の自然現象は、火山灰等堆積物の静的負荷を著しく増大させる可能性がある。</li> <li>(c)前体的影響、近い灰粒子には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分(塩素イオン、カン素イオン、硫化物イオン等)が含まれている。</li>          (b)間体的影響         <ul> <li>(b)間体的影響</li> </ul> </ol></li> </ol>	<ul> <li>4.4 降下火砕物による影響の選定</li> <li>4.4 降下火砕物による影響の選定</li> <li>4.4.2 直接的影響</li> <li>4.4.2 直接的影響</li> <li>本 確立</li> <li>本 保護, 原食, 大気汚染, 水質</li> <li>活染及び絶縁影響を抽出し, 評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響</li> <li>因子を以下のとおり選定する。なお, 泊発電所35万で想定される降下火砕物の条件を考慮し、表4.4.2-1 に示す項目について評価を実施する。</li> <li>4.4.3 間接的影響</li> <li>体 4.3 間接的影響</li> <li>本 4.4.5 に示す項目について評価を実施する。</li> <li>4.4.3 間接的影響</li> <li>本 4.5 に示す項目について評価を実施する。</li> <li>4.4.3 間接的影響</li> <li>本 4.5 に示す項目について評価を実施する。</li> <li>4.4.3 間接的影響</li> <li>本 4.4.5 に示す項目について評価を実施する。</li> <li>4.4.3 間接的影響</li> <li>本 4.5 に示す項目について評価を実施する。</li> <li>4.4.3 間接的影響</li> <li>本 4.5 に示す項目について評価を実施する。</li> <li>4.4.3 間接的影響</li> <li>本 4.4.5 に示す項目について評価を実施する。</li> <li>4.4.3 間接的影響</li> <li>本 4.5 目について評価を実施する。</li> <li>4.4.5 間閉所の売息</li> <li>本 4.4.5 に示す</li> <li>本 4.5 には着し施緑低下を生じさせることによる広治を充成の</li> <li>法 4.5 「アクセス制限」である。</li> </ul>
前述のように、降下火砕物は広範囲に及ぶことから、原子力発電所周辺の社会イ前述のまうに、降を及ぼす。この中には、広範囲な送電網の損傷による長期の外部電源喪失や原子力発電所へのアクセス制限事象が発生しうることも考慮する必要がある。	<ol> <li>4.3 火山事象(降下火砕物)から防護する施設 「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則(平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第五号)」第 6 条において,「安全施設(兼用キャス クを除く)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生</li> </ol>
(2)降下火砕物による原子力発電所への影響評価 降下火砕物の影響評価では、降下火砕物の堆積物量、堆積速度、堆積期間及び火山 医等の特性等の設定、並びに降雨等の同時期に想定される気象条件及び火山灰等特 性に及ぼす影響を考慮し、それらの原子炉施設又はその付属設備への影響を評価し、 必要な場合には対策がとられ、求められている安全機能が担保されることを評価す る。(解説-19、21)	した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」とされていること から、降下火砕物の影響から防護する施設は、発電用原子炉施設の安全性を確保するた め、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されて いる安全重要度分類クラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器と する。また、以下の点を踏まえ、外部事象防護対象施設は、発電用原子炉を停止するため 又は停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機
<ul> <li>(3)確認事項</li> <li>(3)確認事項</li> <li>(a)直接的影響の確認事項</li> <li>(b)下火砕物堆積荷重に対して、安全機能を有する構築物、系統及び機器の健全性が維持されること。</li> <li>③降下火砕物により、取水設備、原子炉補機冷却海水系統、格納容器ベント設備等の安全上重要な設備が閉塞等によりその機能を喪失しないこと。</li> <li>③外気取入口からの火山灰の侵入により、換気空調系統のフィルタの目詰まり、非常用ディーゼル発電機の損傷等による系統・機器の機能喪失がなく、加えて中央制御室における居住環境を維持すること。(解説-20)</li> <li>④必要に応じて、原子力発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が取れること。</li> </ul>	能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物,系統及び機器,並びに使用済燃料プールの 冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和 の機能を有する構築物,系統及び機器として安全重要度分類のクラス1,クラス2に属す る構築物,系統及び機器とする。また,外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設 を内包する建屋を併せて外部事象防護対象施設等という。 ・降下火砕物襲来時の状況を踏まえ,必要に応じプラント停止の措置をとること ・プラント停止後は,その状態を維持することが重要であること その上で,外部事象防護対象施設等のうち,屋内設備は内包する建屋により防護する設 計とし,評価対象施設を,建屋,屋外に設置されている施設,降下火砕物を含む海木の流路 となる施設,降下火砕物を含む空気の流路となる施設,外気から取り入れた屋内の空気を

原子力発電所の火山影響評価ガイド	泊発電所3号炉に対する火山事象の影響評価(降下火砕物の影響評価)
(b)間接的影響の確認事項 原子力発電所外での影響(長期期間の外部電源の喪失及び交通の途絶)を考慮し、 燃料油等の備蓄又は外部からの支援等により、原子炉及び使用済燃料プールの安全 性を損なわないように対応が取れること。	機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象 防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等という。 上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下 火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障の ない期間での除灰、修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能
<ul> <li>解説-19. 原子力発電所内及びその周辺敷地において降下火砕物の堆積が観測されない場合は、 次の方法により堆積物量を設定する。</li> <li>√類似する火山の降下火砕物堆積物の情報を基に求める。</li> <li>✓対象となる火山の噴火量、噴煙柱高、全体粒度分布、及びその領域における風速分 布の変動を高度及び関連バラメータの関数として、原子力発電所における風速分 物の数値シミュレーションを行うことより求める。数値シミュレーションに際して は、過去の噴火履歴等の関連パラメータ、並びに類似の火山降下火砕物堆積物等の</li> </ul>	を損なわない設計とする。 以上を踏まえた抽出フローを図 4.3-1,図 4.3-2 に示す。抽出フローに基づき抽出した 以上を踏まえた抽出フローを図 4.3-1,図 4.3-2 に示す。 評価対象施設等を表 4.3-1,表 4.3-2 に示すとともに,評価対象施設等の設置場所を図 4.3- 3 に示す。 なお、津波防護施設は重要度分類指針におけるクラス 1、クラス 2 及びクラス 3 に属す なお、津波防護施設は重要度分類指針におけるクラス 1、クラス 2 及びクラス 3 に属す る構築物、系統及び機器に該当 しないが、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性を 鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。
ミュレーション等に基づいて 宦に当たっては、添付1の C推定した気中降下火砕物 物濃度は、原子力発電所への	4.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針 直接的影響については,評価対象施設等の構造や設置状況等(形状,機能,外気吸入や海 水通水の有無等)を考慮し, 想定される各影響因子に対して, 影響を受ける各評価対象施設 等が安全機能を損なわない以下の設計とする。
解説-21.火山灰の特性としては粒度分布、化学的特性等がある。 (「5.2 火砕物密度流」以降省略) 以上	4.7 降下火砕物の除去等の対策 4.7.1 降下火砕物に対応するための運用管理 降下火砕物に備え、手順を整備し、図 4.7.1-1 のフローのとおり段階的に対応すること 降下火砕物に備え、手順を整備し、図 4.7.1-1 のフローのとおり段階的に対応すること としている。その体制については地震、津波、火山噴火等の自然災害に対し、保安規定に基 づく保安管理体制として整備し、その中で体制の移行基準、活動内容についても明確にす る。なお、多くの火山では、噴火前に、震源の浅い火山性地震の頻度が急増し、火山性微動 の活動が始まるため、事前に対策準備が可能である。
	4.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針 広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対発電用原子炉の停止並びに停止後の発電用原子炉及び使用済 によるアクセス制限事象に対発電用原子炉の停止並びに停止後の発電用原子炉及び使用済 燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電 燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電 機及び耐震 S クラスの AL、A2一発電機燃料油貯油槽及び BL、B2一燃料油貯油槽(132K0を 4 基)により継続できる設計とすることにより,安全機能を損なうことのない設計とする。 以上

2. 降下火砕物の特徴及び影響モードと,影響モードから選定された 影響要因に対し影響を受ける評価対象施設等の組合せについて

降下火砕物の特徴から抽出される影響モード、影響モードから選定される影響 因子,影響因子から影響を受ける評価対象施設の組合せについて、本資料「表 4.4.4-1 降下火砕物が影響を与える評価対象施設等と影響因子の組合せ」にて、 評価すべき組合せを検討した結果,図1に示す結果となった。なお,選定された影 響因子は,「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に示されたものと同じ項目と なった。



- 図1 降下火砕物の特徴と影響因子
- ※1:(参考文献)広域的な火山防災対策に係る検討会(第3回)(資料2)
- ※2:粘性を生じさせる粘土鉱物等は含まれていない。
- ※3: 〔降下火砕物による金属腐食の研究報告の例〕

4種類の金属材料(Znメッキ、A1、SS41、Cu)に対して、桜島降下火砕物による金属腐食の程度は、実際の自然条件より厳しい条件においても表面厚さに対して十数μmのオーダーの腐食。 〈試験条件・・・温度、湿度、保持時間[①(40℃,95%,4h)~②(20℃,80%,2h)×18サイクル]〉 (〔参考文献〕出雲茂人、末吉秀一他、火山環境における金属材料の腐食、1990、防食技術 Vol. 39, pp. 247-253)

⇒設計時の腐食代(数mmオーダー)を考慮すると、構造健全性に影響を与えることはないと考えられる。

3. 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する降下火砕物の影響評価 について

降下火砕物に起因する外部電源喪失事象により、原子炉の停止が想定されること から、原子炉の高温停止及び低温停止に必要な機能を以下のとおり抽出した。

- (1) 原子炉停止:原子炉停止系
- (2) ほう酸添加:原子炉停止系(化学体積制御設備のほう酸注入機能)
- (3) 崩壞熱除去:補助給水系、主蒸気系、余熱除去系
- (4)上記系統の関連系(安全保護系、中央制御室空調装置、制御用圧縮空気設備、
   非常用所内電源系、原子炉補機冷却水設備、直流電源設備、原子炉補機冷却
   海水設備 等)

以上の機能を達成するために必要な設備は、表1の防護対象に含まれていること から,降下火砕物に起因する外部電源喪失事象が発生しても,原子炉の高温停止及 び低温停止が可能である。

	1 1 1		1.文.4.民産(1.1.7.) 2.1.1.7.			
		安全機能の重要度分類		設備設置場所	戰場所	高温停止及び低温停
77.MR	定義	機能	構築物、系統又は機器	建屋設備	屋外設備	止に必要な機能
	その損傷又は故障により発生する事象によって、 (a) 炉心の著しい損傷、又は	1) 原子炉冷却材圧力パウングリ機能	原子炉冷却材圧力バウングリを構成する機器・配管(1 次冷却材系 統)	0		Ŭ
I-Sd	(b)燃料の大量の破損 を引き起こすおそれのある構築物、系統及び機器	2) 過剰反応度の印加防止機能	制御林駆動装置圧力へウジング	0		L
		3) 炉心形状の維持機能	炉心支持構造物 燃料集合体	0		1
		1) 原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系の削御棒による系(削御棒クラスタ、削御棒駆動装置 (トリップ機能))	0		原子炉停止
		2) 未臨界維持機能	原子好停止系 制御棒 化学体髓制御設備(ほう酸水注入機能)	0		原子炉停止 ほう酸添加
			非常用炉心冷却設備(ほう酸水注入機能)			
		3)原子炉冷劫材圧力パウンダリの過圧防止機能	加圧器安全弁(開機能)	0		1
	1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去	4) 原子炉停止後の除熟機能	残留熱を除去する系統 余熱除去設備 補助給水設備 蒸気発生器 蒸気発生器から主蒸気逃し弁までの主蒸気設備 蒸気発生器から主給水隔離弁までの治水設備	0		崩藏熱除去
MS-1	し、原子庁治邦村圧力バウンダリの適圧を防止し、敷地周辺企衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器		残留熱を除去する系統 主蒸気逃がし舟(手動透がし機能) 主蒸気安全弁	0		崩襲熱除去
		5) 炉心冷却機能	非常用炉心浴却設備 低圧注入系 高圧注入系 蓄圧注入系	o		I.
			原子炉格納容器	0		Ĩ
		6) 放射性物質の胃じ込め機能、放射線の進敏及び放出低減	アニュラス 原子炉格練容器隔離弁(ペウンダリ配管) 原子炉格練容器スプレイ設備	0		I
			アニュラス空気浄化設備 外部遮へい	0		Ĩ
			排気筒		0	1

表1 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する防護対象(1/2)

		<u> </u>		地對 墨花 制花	治	<b>市油位止</b> 元.7.6亿洲位
分類	定義	☆ Transaction → Transaction → Mailer 機能	構築物、系統又は機器	建屋設備	屋外設備	正に必要な機能
		<ol> <li>1) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生 機能</li> </ol>	安全保護系	0		関連系
			非常用所内電源系	0		関連系
			業業の支援	0		對連系
			中央制御室及び中央制御室遮へい	0		関連系
MS-1	2)安全上必須なその他の構築物、系統及び機器	2) 安全上特に重要な関連機能	中央制御室空調装置	0		関連系
		(いずれも、MS-1 関連のもの)	原子炉補機冷却水設備	0		関連系
			服子炉補機冷却確水設備	0		對連系
			直流電源段機構	0		関連系
			制御用空気圧縮設備	0		関連系
	1)その損傷又は故障により発生する事象によって、 炉心の	1) 原子炉冷却料を内蔵する機能(ただし、原子炉冷却料圧 カバウンダリから除外されている計装等の小口径のもの 及びパウングリに直接接続されているものは除く。)	化学体積制御設備の抽出ライン 化学体積制御設備の浄化ライン	0		関連系
	著しい損傷又は燃料の大量の破壊を直ちに引き起こすおそ	の 周又所必由廿日十パウンガニア唐祐権権よわたいない	放射性廃棄物処理施設	0		1
PS-2	れはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれ のある構築物、系統及び機器	ジルコアトロコのロンバンソンクットにExtrement いっよい ものであって、放射性物質を貯蔵する機能	使用済燃料ビット(使用済燃料ラックを含む。) 新燃料貯蔵庫(臨界を防止する機能)	0		I
		3) 燃料を安全に取り扱う機能	燃料取扱設備	0		l
	2)通常運転時及び運転時の異常な過度変化に作動を要求されるものであって、その故障により、炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物・系統及び機器	1) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能	加圧器安全弁(吹き止まり機能) 加圧器逃がし弁(吹き止まり機能)	0		L
MS-2	1)FS-2の構築物、系統及び機器の損傷又は故障により敷地 周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようにす	1) 燃料ブール水の補給機能	燃料取替用水ピットからの使用済燃料ピット水補給ライン	0		
	る構築物、系統及び機器	2) 放射性物質放出の防止機能	気体廃棄物処理設備の隔離弁	0		I
	2)異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	1) 事故時のプラン!状態の把握機能	原子 坪計 装の一部 プロセス計業の一部	0		1
		2) 異常状態の緩和機能	加圧器述がし弁(手動開閉機能) 加圧器後備と一タ 加圧器逃がし弁元弁(閉機能)	0		с. Т.
		3) 制御室外からの安全停止機能	中央制御室外原子炉停止装置 (安全停止に関連するもの)	0		

表1 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する防護対象(2/2)

### 6 山·別添 1-86

4. 降下火砕物の化学的影響(腐食)について

1. 泊発電所における塗装

泊発電所では、炭素鋼、低合金鋼及びステンレス鋼の機器、配管、制御盤及 びダクト等の外表面に対する塗装は、耐水性、対熱性、耐油性等を考慮した塗 料を使用している。(泊発電所における塗装の例を下表に示す)

- 2. 降下火砕物による腐食影響
- (1) 屋外設備に対する腐食影響

主蒸気逃がし弁(消音器)、主蒸気安全弁(排気管)、タービン動補助給水ポ ンプ(排気管)、非常用ディーゼル発電機排気消音器及び排気管、換気空調設備 (外気取入口)、排気筒の屋外設備については、海塩粒子等の腐食性有害物質 が付着しやすく、最も厳しい腐食環境にさらされるため、アクリルシリコン樹 脂系やシリコン樹脂系の塗料が複数層で塗布されている。アクリルシリコン樹 脂系塗装は重防食塗料として耐食性に優れている。また、シリコン樹脂系塗料 は耐熱性に優れるため、屋外設備の高温部に用いられており、耐薬品性も強い。 いずれもこれら塗装により保護されているため酸性物質を帯びた降下火砕物 が堆積したとしても、直ちに金属表面の腐食が進むことはない。

(2) 海水系機器に対する腐食影響

原子炉補機冷却海水ポンプ、海水管等の海水に直接触れる部分については、 エポキシ系等の耐食性塗料(含むライニング)が施されており、降下火砕物が 外表面に堆積ならびに混入した海水を取水したとしても、直ちに金属表面の腐 食が進むことはない。

以上より、降下火砕物による「構築物への化学的影響(腐食)」について、評価対象施設が塗装されていることで直ちに機能に影響を及ぼすことはない。

場所	目的・施工箇所	①下地処理	②下塗り	③中塗り	④上塗り	
海水ポンプ 揚水管内面	(防食塗装) (工場施工)	ブラスト処理 <sup>※</sup>	エポキシ樹脂塗料	高性能長期防食 エポキシ樹脂	変性ビニル樹脂 防食塗料	
海水ポンプ 揚水管外面	(防食塗装) (工場施工)	ブラスト処理**	エポキシ樹脂塗料	高性能長期防食 エポキシ樹脂	変性ビニル樹脂 防食塗料	
	(防汚塗装) (現地施工)	<ol> <li>バインダーコート(ビニール樹脂バイオクリーン用バインダー)</li> <li>上塗一層目(無公害特殊合成樹脂防汚塗料)</li> <li>上塗二層目(同上)</li> </ol>				

表 泊発電所における塗装の例(3号炉原子炉補機冷却海水ポンプ)

※ISO-Sa2½/SSPC SP10 (黒皮、その他あらゆる付着物を約 95%除去する)

5. 降下火砕物の金属腐食研究について

桜島降下火砕物による金属腐食研究結果を泊発電所における降下火砕物による 金属腐食の影響評価に適用する考え方について以下に示す。

1. 適用の考え方

降下火砕物による金属腐食については、主として火山ガス(SO<sub>2</sub>)が付着した 降下火砕物の影響によるものである。

降下火砕物による腐食影響において引用した研究文献「火山環境における金 属材料の腐食」では、実際の降下火砕物である桜島降下火砕物を用いて、実際 の火山環境に近い状態を模擬するため、高濃度の亜硫酸ガス(SO<sub>2</sub>)雰囲気を保 った状態で金属腐食試験を行ったものであり、降下火砕物の腐食成分濃度を高 濃度で模擬した腐食試験結果であることから、当社が考慮する火山についても 本研究結果が十分適用可能である。

- 2. 研究文献「火山環境における金属材料の腐食」の概要
- (1)試験概要

「火山環境における金属材料の腐食(出雲茂人、末吉秀一他)、防食技術 Vol. 39, pp. 247-253、1990」によると、降下火砕物を水で洗浄し、可溶性の成分 を除去し後、金属試験片に堆積させ、高濃度の SO<sub>2</sub> ガス雰囲気(150~200ppm)で、 加熱(温度 40℃、湿度 95%を4時間)、冷却(温度 20℃、湿度 80%を2時間) を最大 18 回繰り返すことにより、結露、蒸発を繰り返し金属試験片の腐食を 観察している。

(2) 試験結果

図に示すとおり、降下火砕物の堆積量が多い場合は、降下火砕物の堆積なし 又は堆積量が少ない場合と比較して、金属試験片の腐食が促進されるが、腐食 量は表面厚さにして十数μm程度との結果が得られ、降下火砕物の層では結露 しやすいこと、並びに保水効果が大きいことにより腐食が促進されると結論づ けられる。

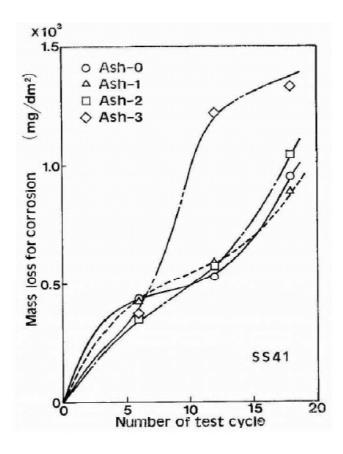
(3) 試験結果からの考察

降下火砕物による腐食については、主として火山ガスが付着した降下火砕物 の影響によるものであり、本研究においては、金属試験片の表面に降下火砕物 を置き、実際の火山環境を模擬して高濃度の SO<sub>2</sub> 雰囲気中で暴露し、腐食実験 を行っているものである。

腐食の要因となる火山ガスを高濃度の雰囲気を常に保った状態で行っている

試験であり、自然環境に存在する降下火砕物よりも高い腐食条件\*\*で金属腐食量を求めており、当社で考慮する降下火砕物についても十分適用可能である。

- 【※参考】
   ・三宅島火山の噴火口付近の観測記録:20~30ppm
   (「三宅島火山ガスに関する検討会報告書」より)
  - ・桜島火山上空の噴煙中火山ガスの観測記録:17~68ppm (「京大防災研究所年報」より)



Ash-0:火山灰のない状態 Ash-1:表面が見える程度に積もった状態 Ash-2:表面が見えなくなる程度に積もった状態 Ash-3:約0.8mmの厚さに積もった状態

図 SS41の腐食による重量変化

6. 降下火砕物による磨耗の影響(破砕しやすさ・硬度)について

降下火砕物による水循環系、非常用ディーゼル発電機の機関内部における磨耗 の影響について以下のとおり評価する。

1. 水循環系の内部の磨耗

降下火砕物による水循環系の内部における磨耗について、降下火砕物は砂等 に比べて破砕し易く<sup>\*1</sup>、硬度が小さい<sup>\*2</sup>こと、またプラントの供用期間中にお いて海水取水中に含まれる砂等の磨耗によるトラブルは発生していないことか ら、降下火砕物粒子による磨耗が設備に影響を与える可能性は小さい。

水循環系の内部には一定の水の流れがあり、冷却管等の内部に降下火砕物が長期に留まることは考えにくい。仮に降下火砕物粒子が内部に長期的に滞留した としても、降下火砕物粒子の硬さは、モース硬度<sup>\*3</sup>で約5程度であり、砂のモ ース硬度の約7程度と比較して、砂よりも硬度の低い降下火砕物による水循環 系の設備に対する長期的な影響も小さいと考えられる。

2. 非常用ディーゼル発電機の機関内部の磨耗

非常用ディーゼル発電機の機関内部における磨耗について、仮に機関吸気に 降下火砕物等の固形物が混入した場合でも、シリンダライナー及びピストンリ ングは磨耗に強い鋳鉄(ブリネル硬さ<sup>\*\*4</sup>230 程度(SUS180 程度))であるこ と、また前述のとおり、降下火砕物は砂と比較して破砕し易く硬度が低く、定 期検査ごとに行うシリンダライナー及びピストンリングの点検においても砂等 による有意な磨耗影響は確認されていない。

長期的な影響についても、シリンダライナー及びピストンの隙間内へ侵入し た降下火砕物は、シリンダとピストン双方の摺動運動が繰り返されるごとに、 更に細かな粒子に破砕され、破砕された粒子はシリンダライナー及びピストン リング隙間に付着している潤滑油により機関外へ除去されること、また降下火 砕物が燃焼室内に一時的に滞留したとしても、排気ガスと共に大気へ放出され ることから、降下火砕物粒子による長期的な影響も小さいと考えれられる。

以 上

<sup>※1</sup> 武若耕司(2004):シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状、コンクリート工学、vol. 42、No. 3、pp. 38-47

<sup>※2</sup> 恒松修二・井上耕三・松田応作(1976):シラスを主原料とする結晶化ガラス、窯業協会誌 84[6]、pp. 32-40

<sup>※3</sup> モース硬度とは、一般的に鉱物の硬度に用いられる硬さの単位

<sup>※4</sup> ブリネル硬さとは、一般的に金属等の工業材料に用いられる硬さの単位

8. 粒径の大きな降下火砕物の原子炉補機冷却海水ポンプへの影響について

海面に降下した粒径の大きな降下火砕物は、ある程度水分を含まなければ、水面 に浮くため、取水路に侵入することはない。

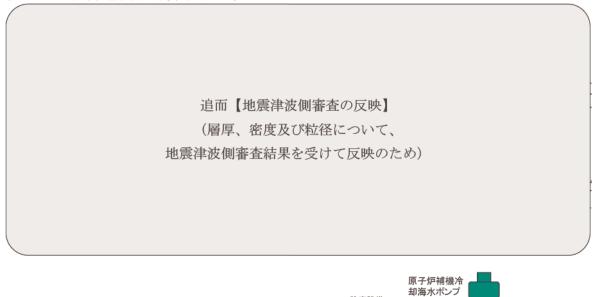
ある程度水分を含み、海水密度よりも重くなれば沈降する。この時の沈降速度は 以下の式で与えられる。

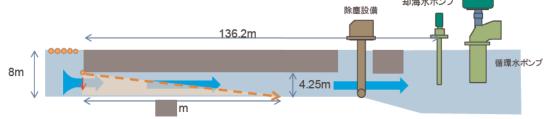
Wf	$= \sqrt{\frac{4}{3}} \frac{g}{c_w}$	$\frac{g}{\rho_{l}} \frac{(\rho_{k} - \rho_{l})}{\rho_{l}}$	dk	g:重力加速度(9.81) cw:抵抗係数(0.44) pk:降下火砕物の密度(1.10) <sup>※1</sup> p1:海水の密度(1.03)
	/ /	·		pl: 海示の名度 (1.03) d <sub>k</sub> :降下火砕物の粒径 (●mm) <sup>※2</sup>

※1 降下火砕物が海面付近で海水密度(1.03)となるまで海水を含み、取水路入口深さ(3.75m)まで沈降したときに、水圧により降下火砕物に海水が浸透する状況での密度

※2 異物逃し溝と同じ粒径

以上より沈降速度を計算すると、





追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)

以 上

9. 非常用ディーゼル機関の故障要因について

非常用ディーゼル機関の故障要因、降下火砕物の機関内への侵入による影響に ついて以下に示す。

予防保全の観点から、ディーゼル機関に限らず機械全般において、故障・不具合 の防止を目的として一般的に用いられる要因の考え方に基づき、潜在的な故障・不 具合要因としてメーカが推奨しているディーゼル機関の故障要因は以下の3種類 が該当するとされている。なお、設計に起因するもの、管理ミス等の要因によって 発生するものは除いている。

以下の故障要因に対して、降下火砕物の機関内への侵入による影響の観点から検 討した。

1. 機器の経年劣化によって発生する故障

使用頻度とは直接関係なく、その材質変化(化学変化等)によって生ずる「経 年劣化」に該当する代表的な故障としては「腐食」「錆び」「材質の変化によるひ び割れ」等が考えられるが、いずれも降下火砕物によって、ディーゼル機関に有 意に発生する故障ではない。

- 2.機器の疲労によって発生する故障 材料が磨耗等の変化を引き起す「機器疲労」に該当する代表的な故障としては 「磨耗」「減肉」等があり、このうち「磨耗」については降下火砕物によってデ ィーゼル機関に発生する故障要因に該当する。
- 3. 偶発的な発生する故障

万全な環境に置かれ、かつ使用頻度が制限されていても機器が個別に有する故 障発生確率で発生する故障を「偶発故障」に該当する代表的な故障としては「ミ クロ的に発生するクラック」等が考えられるが、降下火砕物によってディーゼル 機関に有意に発生する故障ではない。

以上のことから、ディーゼル機関への降下火砕物の侵入により発生する故障要 因として、機関内摺動面への降下火砕物の侵入による「磨耗」が考えられ、これ 以外の故障要因は有意に発生しないと考えられる。

10. 降下火砕物の侵入による非常用ディーゼル機関空気冷却器への影響について

非常用ディーゼル機関空気冷却器への降下火砕物による冷却機能への影響について以下に示す。

非常用ディーゼル機関の吸気系統の構造は以下のようになっており、吸気消音 器から給気された大気中の降下火砕物がフィルタや過給機を経て一部空気冷却器 に侵入し、空気冷却器を通過する際に、仮に冷却器内が結露していた場合、伝熱 管に降下火砕物が付着し冷却機能へ影響を及ぼす可能性があるが、空気冷却器出 口温度は、吸入空気の温度(外気温度)より常に高い状態で運転されるため冷却 器は結露することはなく、降下火砕物の付着による冷却機能への影響はない。

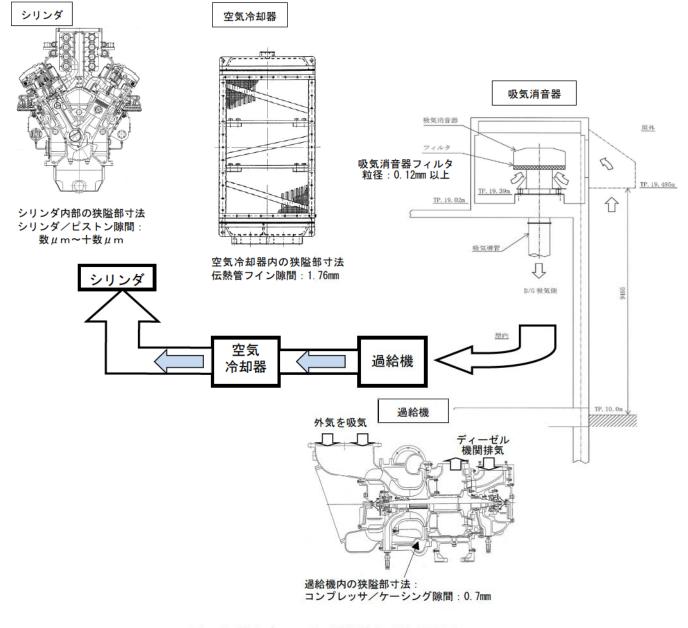


図 非常用ディーゼル機関吸気系統構造図

11. 非常用ディーゼル発電機吸気消音器の吸気フィルタへの影響について

大気中の降下火砕物を吸入することによる非常用ディーゼル発電機吸気消音器 の吸気フィルタへの影響について以下に示す。

1. 非常用ディーゼル発電機の吸気消音器吸気フィルタの閉塞

下図のとおり、非常用ディーゼル発電機の吸気消音器は下向きの防雪フードを 介して吸気するため、降下火砕物を吸い込みにくい構造である。

仮に浮遊性粒子の吸い込みを考慮しても、浮遊性粒子は粒径が小さいこと、降 下速度が比較的遅いことから、フィルタは目詰まりしにくく、フィルタは容易に 閉塞しない。仮にディーゼル機関内に侵入しても降下火砕物は硬度が小さく、破 砕しやすいことから、ディーゼル機関内部の磨耗等による影響は小さい。また、 非常用ディーゼル発電機は2台設置されており、万一フィルタが詰まった場合 には、必要に応じて片系を停止し、フィルタの取替や清掃を行うことも可能であ る。

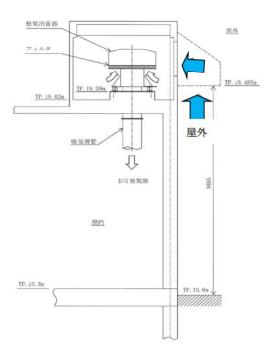


図 非常用ディーゼル発電機の吸気口

仮に大気中の降下火砕物がフィルタへ全て付着したと想定し、参考としてフィ ルタの閉塞に至る換算時間は以下のとおり試算した。 (参考) 非常用ディーゼル機関の吸気フィルタの閉塞時間の試算

以下の想定時における非常用ディーゼル機関の吸気フィルタの閉塞までの時 間評価を行うと、約18.7時間運転が可能との結果となる。

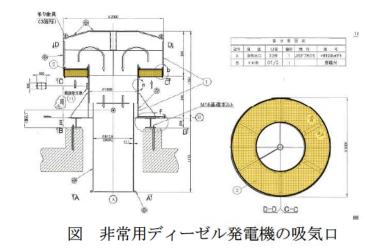
- [ダスト捕集/1時間あたりの付着量=⑤÷(①×②)]
  - 【想定】
    - ①降下火砕物の大気中濃度:3,241 µ g/m<sup>3</sup>
    - ②DG 発電機吸気流量: 38,000m3/h
    - ③DG 発電機吸気フィルタ灰捕集容量:1,000g/m<sup>2</sup>
    - ④DG フィルタ表面積: 2.3m<sup>2</sup>
    - ⑤DG フィルタでのダスト捕集量:2,300g
  - ※ アイスランド南部エイヤヒャトラ氷河で発生(H22 年 4 月)した火山噴 火地点から約 40km 離れたヘイマランド地区における大気中の降下火砕 物濃度値(24 時間観測ピーク値)

また、参考として、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタは、次の手順により清掃や取替を行うことが可能である。

- <手順>
  - 1. 層状フィルタの押さえ板の取り付けナットを緩めて、押さえ板を外す。
  - 2. 層状フィルタを外す。
  - 3. 層状フィルタ及び収納部を清掃する。
  - 4. 組立前の内部確認をする。
  - 5. 層状フィルタを取り付ける。
  - 6. 押さえ板を取り付ける。

要員:3人

所要時間:40分



12. 換気空調設備(給気系外気取入口(平型フィルタ)への影響について

降下火砕物による換気空調設備(給気系外気取入口(平型フィルタ))への影響 について以下に示す。

1. 給気系外気取入口(平型フィルタ)の閉塞

下図のとおり、換気空調設備の給気系外気取入口(平型フィルタ)の空気の流 れは、下に向いた防雪フードを介して外気を取り入れるため、降下火砕物が侵入 しにくい構造となっている。

外気取入口に侵入した浮遊性の降下火砕物の粒子の吸い込みを考慮した場合で も、小さな粒子(数µmオーダー)を除塵することができるため侵入による影響 は小さい。

仮に降下火砕物の粒子が平型フィルタに付着して閉塞した場合でも、フィルタ は取替作業ができるよう、必要に応じて系統を切り替えることが可能な構成とな っており、フィルタの清掃や取替えを行うことも可能であり、予備品も所有して いることから、機能に影響を及ぼすことはない。

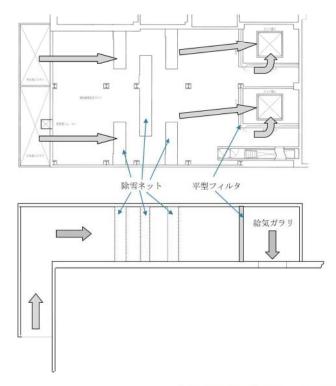


図 外気取入口の空気の流れ(補助建屋他外気取入口の例)

仮に大気中の降下火砕物がフィルタへ全て付着したと想定し、参考としてフィ ルタの閉塞の至る換算時間を次のとおり試算した。 <参考>給気系外気取入口(平型フィルタ)の閉塞時間の試算

以下の想定時における平型フィルタの閉塞までの時間評価を行うと34時間 程度運転が可能との結果となる。

- [ダスト捕集/1時間あたりの付着量=⑤÷(①×②)]
- 【想定】
  - ①降下火砕物の大気中濃度:3,241 µ g/m<sup>3</sup>\*
  - ②平型フィルタ給気流量:3,396m<sup>3</sup>/h
  - ③平型フィルタ灰捕集容量:1,050g/m<sup>2</sup>
  - ④平型フィルタ表面積: 0.36m<sup>2</sup>
  - ⑤平型フィルタでのダスト捕集量:378g

※アイスランド南部エイヤヒャトラ氷河で発生(H22年4月)した火山噴 火地点から約40km離れたヘイマランド地区における大気中の降下火砕物 濃度値(24時間観測ピーク値)

2. 給気系外気取入口(平型フィルタ)差圧の確認方法

各給気系外気取入口(補助建屋給気ガラリ、原子炉建屋給気ガラリ、主蒸気管 室給気ガラリ)の平型フィルタの差圧計は、全て建屋内に設置されており、巡視 点検時に差圧を確認し、必要に応じて平型フィルタの清掃・取替を行うこととし ている。

また、以下のとおり、差圧の検出管は、給気ガラリ内にある平型フィルタの前 後に接続されており、それにより差圧の計測を行っている。

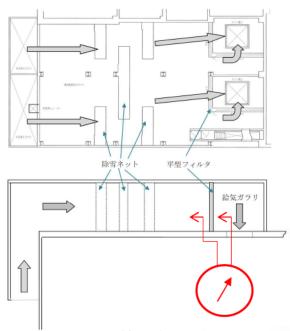






図 補助建屋給気取入口の平型フィルタ差圧計の外観

以上

#### 6 山-別添 1-98

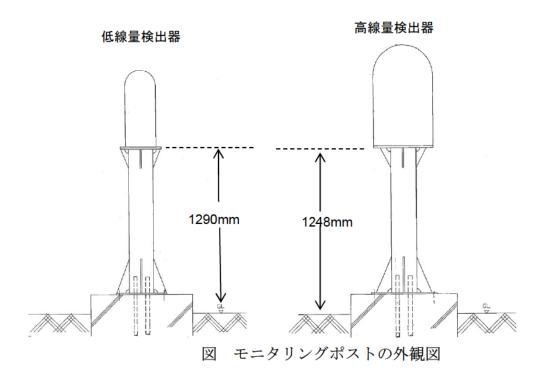
13. 降下火砕物の降灰によるその他の設備への影響について

降下火砕物の降灰によるその他設備(監視カメラ及びモニタリング設備、消火 設備、緊急時対策所、通信設備)に対する影響評価について以下に示す。

1. 監視カメラ及びモニタリング設備

監視カメラは,降下火砕物の影響を受けにくい場所に設置しており、降下火砕 物が堆積しにくい構造である。また、モニタリングポストは、上部が半球型であ り、降下火砕物が堆積しにくい構造となっていることから、降下火砕物の堆積荷 重により機能に影響を及ぼすことはない。

監視カメラ及びモニタリングポストの外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない。また、外気を取込む機構がなく、防振構造であることから、 絶縁低下により機能に影響を及ぼすことはない。

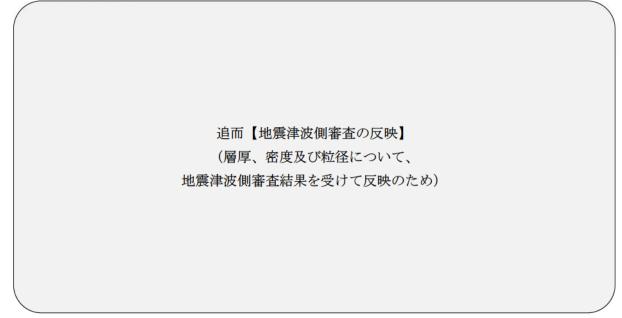


- 2. 消火設備
- (1) ディーゼル消火ポンプ

建屋内設備であり、給気設備もなく、降下火砕物の降灰の影響を受けない。

(2)電動消火ポンプ 建屋内設備であり、給気設備もなく、降下火砕物の降灰の影響を受けない。 仮に、上記消火設備に影響が生じた場合でも、消防自動車を用いた自衛消防 隊による消火が可能。

# 3. 緊急時対策所



4.通信設備

通信設備は、発電所内・発電所外用として有線、無線の多種多様な連絡手段を有 しており、降下火砕物の降灰の影響により、通信機能を喪失することは考えにく い。なお、衛星電話については、天候(曇、霧、雨、雪、風、煙など)による影 響は受けにくい周波数帯を利用していることから、降灰時においても通信機能を 維持することは可能と考えられる。

発電所外との連絡手段	発電所内の連絡手段
<ul> <li>・統合原子力防災ネットワーク設備</li> <li>・テレビ会議システム</li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> <li>・衛星電話設備</li> </ul>	<ul> <li>・伝令</li> <li>・トランシーバ</li> <li>・運転指令設備</li> <li>・携行型通話装置</li> </ul>

表 発電所内外の各種通信手段

14. 降下火砕物が降灰した際の対応手順について

降下火砕物が降灰した際の対応については、「災害対策」「運転操作」等に係る社 内ルールを見直し、発電所を降灰予想範囲に含む「降灰予報」が発令された場合に、 「降灰対応体制」を発令し、予防対策として、原子炉補機冷却海水ポンプ、非常用 ディーゼル発電機等の安全施設に対する特別点検の実施、その他屋外設備、重大事 故対処設備ならびにアクセスルート等に対する状況確認、加えて中央制御室空調装 置の閉回路循環運転等の対応を行い、必要に応じて除灰を実施することとしている。

今回新たな規定を整		
	○ 降灰対応体制を発令	
降灰予報発令 (降灰確認時)	<ul> <li>○ 降灰時の対応手順に従い予防対策として特別点検実施(関課(室))</li> <li>(評価対象施設に対する降灰時の状況確認)</li> <li>● 原子炉補機冷却海水ポンプ</li> <li>● 非常用ディーゼル発電機、制御用空気圧縮機</li> <li>● 換気空調設備のフィルタ差圧の確認</li> <li>● 計装盤 など</li> </ul>	<b></b> 『係各
	<ul> <li>シ 必要に応じて除灰を実施</li> <li>・ アクセスルート</li> <li>・ 重大事故対処設備</li> <li>・ 各建屋屋上</li> <li>・ 屋外設備</li> </ul>	
	〇機能異常が確認された場合には、原子炉施設保安規定等の定めに従い、必要な処置・対応を実施	定
中長期的対応	<ul> <li>既存のルールに基づいた日常保守点検</li> <li>降灰後の腐食等の中長期影響については、直ちに出現しないため、日々行われる日常保守点検(外観点検・パラメータ確認)において異常が確認されれば、関係各課(算にて適宜処置がなされる。</li> </ul>	ラ

図 降下火砕物の降灰した際の基本的な手順の流れ

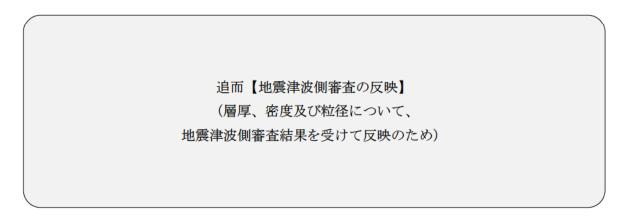
15. 降下火砕物の除灰に要する時間について

降下火砕物の除灰に要する概算時間について、土木工事の人力作業<sup>\*\*</sup>を参考に試 算した結果を以下に示す。

	項目	評価諸元
①堆積面積(m <sup>2</sup> )	原子炉建屋	
	原子炉補助建屋	
	ディーゼル発電機建屋	追而【地震津波側審査の反映】
	循環水ポンプ建屋	(層厚、密度及び粒径につい
	合計	て、地震津波側審査結果を受け
②堆積厚さ(m)		て反映のため)
③堆積量=①×②(1	m <sup>3</sup> )	
④1m <sup>3</sup> あたりの作業	€量(人・日)※	

表 除灰に要する概算時間

※「国土交通省土木工事積算基準(H24)」における人力掘削での人工を保守的に採用



発電所における負圧管理箇所への降下火砕物の侵入の可能性について、以下のとおり検討した。

負圧管理を行っている施設は1次系建屋であり、1次系建屋へは出入管理建屋 を経由して入域することになる。

下図のとおり、出入管理建屋から1次系建屋内への入域には、多重の扉を経由す る構成となっており、負圧の影響により、降下火砕物が外気から直接侵入するお それはない。

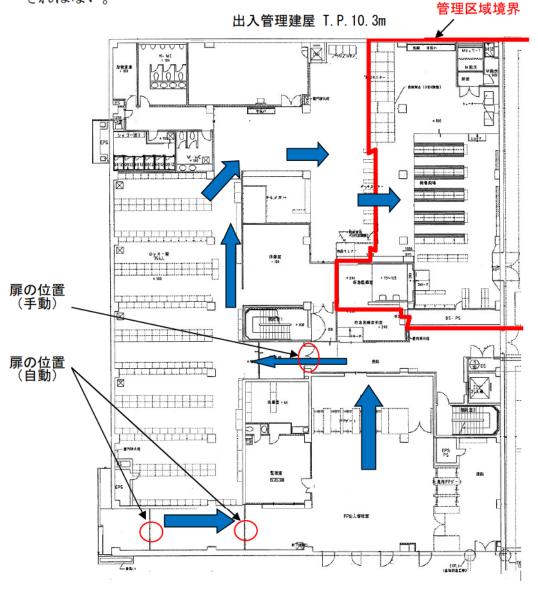


図 出入管理建屋平面図(1階)

17. 腐食による機能影響について

「降下火砕物が影響を与える評価対象施設と影響因子の組合せ」において、「降 下火砕物による化学的影響(腐食)を考慮すべき施設であるが、塗装などにより影 響を受けないように設計されており、仮に腐食があっても、直ちに機能に影響する ほどの構造物、換気系への腐食は考えられない」として評価対象としていない設備 について、その除外理由の詳細を以下に示す。

1. 主蒸気逃がし弁消音器

主蒸気逃がし弁消音器は主蒸気逃がし弁動作時の排出蒸気を建屋外に排出す る際に消音するために設置されており、屋外に露出した外装板等に堆積した降 下火砕物により腐食した場合でも、消音機能は低下するものの主蒸気逃がし弁 の噴出し機能としては影響がないため、評価対象より除外した。

2. 主蒸気安全弁排気管

主蒸気安全弁排気管は主蒸気安全弁動作時の排出蒸気を建屋外に排出するための排気管であり、屋外に露出した部分が腐食した場合でも主蒸気安全弁の噴出し機能としては影響がないため、評価対象より除外した。

なお、排気管内に侵入した降下火砕物については排気管下部のドレン受け部で の堆積が考えられるが、ドレン受け部は二重管構造となっており、排気管自体へ の影響は考えにくい。

3. タービン動補助給水ポンプ排気管

タービン動補助給水ポンプ排気管は、タービン動補助給水ポンプ起動時の排気 蒸気を屋外に排出するための排気管であり、屋外に露出した部分が腐食した場 合でもタービン動補助給水ポンプの運転状態には影響はないため、評価対象よ り除外した。

4. 非常用ディーゼル発電機の消音器

非常用ディーゼル発電機の排気消音器がディーゼル発電機建屋屋外に設置さ れており、ディーゼル機関起動時の排気音を消音しているが、屋外に露出した部 分が腐食した場合でも、消音機能は低下するもののディーゼル機関自体の機能 には影響がないため、評価対象より除外した。

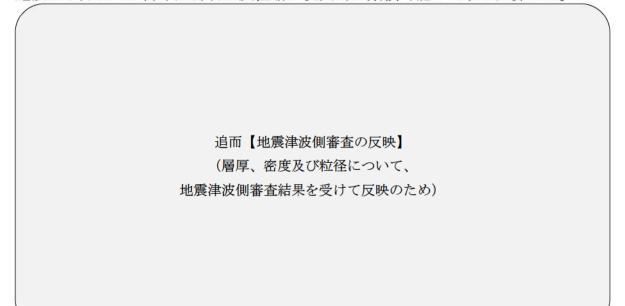
また、非常用ディーゼル発電機の吸気消音器は屋内に設置されており、腐食に よるディーゼル発電機の機能に影響を及ぼすことはない。 5. 換気空調設備外気取入口

換気空調設備の外気取入口には風雪対策として防雪フードなどが設置されて おり、内部には降下火砕物が侵入し難い構造となっており、防雪フードが腐食し、 脱落が発生したとしても、下流側の換気空調設備の機能へ影響を与えるもので はないことから、評価対象より除外した。

なお、平型フィルタのフレームや支持枠等の構造物は SUS 材等の耐食性のある 材料を使用しており、腐食の影響を受けることは考えにくい。

18. 灰置場の場所及び容量について

灰置場として、積上げた降下火砕物が崩れるなど、発電所の重要安全施設やSA時 に必要となるアクセスルートに影響を及ぼすことがないように、それらから離れ、 かつ、低い場所にある放水口近傍のエリアを選定しており、泊発電所3号炉の対象 施設から除去した降下火砕物が灰置場に現実的に集積可能かどうか試算した。



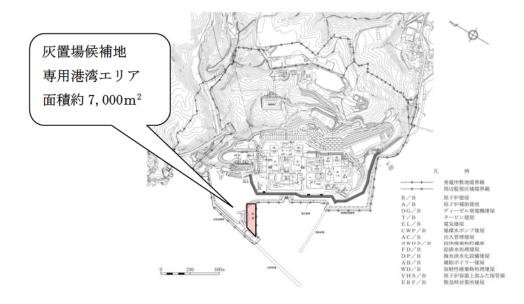


図1 泊発電所の平面図

(別紙)

泊発電所1~3号炉の灰置場の場所及び容量について

灰置場として、積上げた降下火砕物が崩れるなど、発電所の重要安全施設やSA時 に必要となるアクセスルートに影響を及ぼすことがないように、それらから離れ、 かつ、低い場所にある放水口近傍のエリアを選定しており、泊発電所1号炉~3号 炉の対象施設から除去した降下火砕物が灰置場に現実的に集積可能かどうか試算 した。



図2 泊発電所の平面図

19. 降下火砕物降灰時の平型フイルタ取替の手順について

換気空調系の外気取入口のフィルタの取替作業を行う際は、対象となる系統の運転を停止し、必要によりダンパを閉め、系統を隔離してから行う。また、フィルタの取替作業はガラリ内で行うため、降灰の影響を受けにくい。

フィルタ取替の手順書には、フィルタの取替前にガラリ内(床面)の養生を実施すること、及び取替後はガラリ内を清掃することが明記されている。

これらに加え、降灰時のフィルタ交換を行う場合には、以下の対応を行う。

- 床面に降下火砕物の回収用のポリシートを設置する。
- フィルタを取り外す際は降下火砕物の付着状況を確認し、降下火砕物が回収
   用のポリシートの外に広がらないように注意して作業を行う。
- ポリシートで回収できなかった降下火砕物については、掃除機を用いて清掃する。

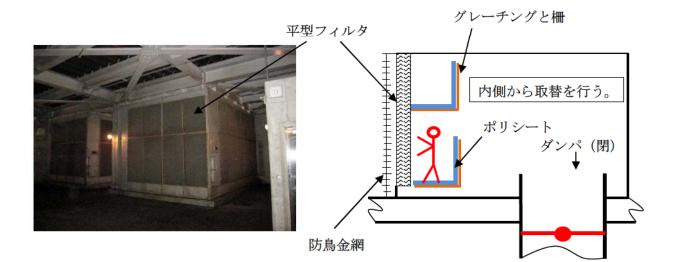


図 外気取入口のフィルタ取替作業のイメージ

20. 観測された諸噴火の最盛期における噴煙柱の高度、噴出率と継続時間について

火山観測データが存在する最近の観測記録では、噴火の継続時間は殆どが数時間 程度であり、長いものでも 36 時間程度である。

表 観測された諸噴火の最盛期における噴煙柱の高度、噴出率と継続時間 [Wilson et al. (1978). Cas&Wright (1986). 早川(1991. bPyle (2000)から編集]

噴 火 年 (地域名)	噴煙柱高度 (km)	噴 出 率 (m <sup>3</sup> /s)	継続時間 (h)
Pinatubo 1991 (フィリピン)	35	250,000	9
Bezymianny 1956 (カムチャツカ)	36	230, 000	0.5
Santa Maria 1902 (グアテマラ)	34	17,000-38,000	24-36
Hekla 1947 (アイスランド)	24	17,000	0.5
Soufriere 1979 (西インド諸島)	16	6, 200	9
Mt.St.Helens 1980 (アメリカ合衆国)	18	12, 600	0.23
伊豆大島 1986 (伊豆)	16	1,000	3
Soufriere 1902 (西インド諸島)	14.5-16	11,000-15,000	2.5-3.5
Hekla 1970 (アイスランド)	14	3, 333	2
駒ヶ岳 1929(北海道)	13.9	15, 870	7
有珠山 1977-I( 〃 )	12	3, 375	2
Fuego 1971 (グアテマラ)	10	640	10
桜島 1914 (九州)	7-8	4,012	36
三宅島 1983A-E (伊豆)	6	570	1.5
Heimaey 1973(アイスランド)	2-3	50	8.45
Ngauruhoe 1974 (ニュージーランド)	1.5-3.7	10	14

22. 降下火砕物による開閉所への影響について

泊発電所の開閉所は、高台に建設されており、送電線との接続部は屋根付き構 造の遮風建屋で覆われており、降下火砕物による影響は受けにくくなっている。

また、遮風建屋は屋上へのアクセスが可能であり、必要に応じて除灰が可能で ある。

引込み線の碍子に降下火砕物が付着することが考えられるが、系統隔離の上、 清掃することにより、影響を緩和できる。



図1 開閉所(遮風建屋)

23. 非常用ディーゼル発電機吸気フィルタの閉塞について

ディーゼル発電機の吸気消音器は、図1に示すとおり下からガラリ内に吸い上げ、 さらにそのガラリ内に設置された吸入口から吸い込むため、降下火砕物を吸い込み にくい構造となっており、降下火砕物により容易に閉塞しないものであると考えら れるが、念のため、閉塞までに要する時間及びフィルタ交換に必要な時間を試算し、 閉塞した場合の影響について、以下のとおりまとめる。

試算にあたっては、ディーゼル発電機吸気消音器が下からガラリ内に吸い上げ、 さらにそのガラリ内に設置された吸入口から吸い込むため、降下火砕物を吸い込み にくい構造となっている点を考慮せず、しかも大気中を降下・浮遊する火砕物の粒 子が粒径にかかわらず、大気中濃度のまますべて吸い込まれてフィルタに捕集され ることを前提とした計算を行う。

### 1. 試算に用いる大気中の降下火砕物濃度

降下火砕物による吸気フィルタの閉塞時間は、

- ① 比較的規模が大きい噴火であること(VEI4 以上)
- ② 原子力施設が設置されている地表レベルで観測された降下火砕物の大気中 濃度がデータとして存在すること

という条件に照らして、学会誌等の関係図書に記載がある、アイスランド南部 エイヤヒャトラ氷河で平成22年4月に発生した火山噴火地点から約40km離れ たヘイマランド地区における地表での大気中の降下火砕物濃度(24時間観測ピ ーク値)3,241 µg/m<sup>3</sup>を用いて試算を行う。

2. 閉塞までに要する時間について

### 吸気フィルタの閉塞時間は以下の条件に基づいて試算した結果、約18時間である。

1	ディーゼル発電機 吸気フィルタ火山灰捕集容量(g/ m²) <sup>※1</sup>	1,000
2	ディーゼル発電機 吸気フィルタ表面積 (m²)	2.3
2	ディーゼル発電機 吸気フィルタでのダスト(火山灰)捕集量(g) <sup>※1</sup>	0, 200
	=(1)×(2)	2, 300
4	降下火砕物の大気中濃度(μg/m³)	3, 241
5	ディーゼル発電機吸気流量(m³/h)	38,000
6	閉塞までの時間(h)	19 67
	$=3/4/5\times10^{6}$	18. 67

※1 ディーゼル発電機吸気フィルタの「火山灰捕集容量」、「ダスト(火山灰)捕集量」に ついては、別紙「ディーゼル発電機吸気フィルタの火山灰捕集容量(捕集量)の算定方 法について」参照 3. フィルタ交換に必要な時間について

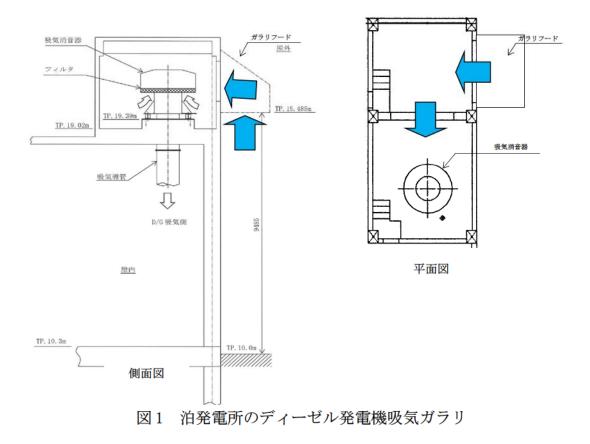
図1に示すとおりディーゼル発電機の吸気フィルタは6つに分割されており、 フィルタ交換には複雑な作業が必要ないことから、フィルタ交換に要する時間は、 補足に示すとおり、要員3名で40分程度を見込んでいる。

### 4. まとめ

ディーゼル発電機の吸気消音器は下からガラリ内に吸い上げさらにそのガラリ 内に設置された吸入口から吸い込むため、降下火砕物を吸い込みにくい構造とな っており、降下火砕物により容易に閉塞しないものであると考えられるが、念の ため、閉塞までに要する時間及びフィルタ交換に必要な時間を試算した結果、万 ーフィルタが閉塞する恐れが生じてもフィルタを交換することが可能である。

なお、噴火口からの観測地点の距離が 135km であるセントへレンズ火山噴火の 観測データ(観測濃度 33,400 μ g/m<sup>3</sup>。測定高さレベルは不明。)を用いて試算した 場合、「2.閉塞までに要する時間について」に記載の表中④降下火砕物の大気中 濃度(μg/m<sup>3</sup>)が「33,400」となり、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタで閉 塞するまでに約 1.8 時間となるが、フィルタを交換することが可能である。

本資料における試算では、ディーゼル発電機吸気消音器が下からガラリ内に吸 い上げさらにそのガラリ内に設置された吸入口から吸い込むため、降下火砕物を 吸い込みにくい構造となっている点を考慮せず、しかも大気中を降下・浮遊する 火砕物の粒子が粒径にかかわらず、大気中濃度のまますべて吸い込まれてフィル タに捕集されることを前提とした計算となっているため、実際には吸気フィルタ が閉塞するまでの時間にはさらに余裕があると考えられる。



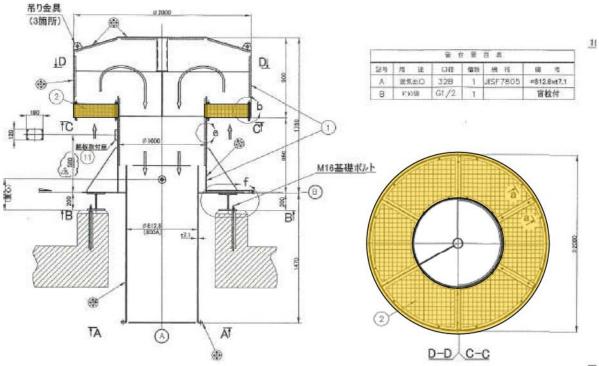


図2 泊発電所のディーゼル発電機の吸気消音器と吸気フィルタ

# 6 山-別添 1-113

<補足>

- フィルタの取替え手順
  - 1.吸気フィルタの押さえ板の取り付けナットを緩めて、押さえ板を外す。 (5分)
  - 2. 吸気フィルタを外す。(10分)
  - 3. 収納部を清掃する。(5分)
  - 4. 組立前の内部確認をする。(5分)
  - 5. 吸気フィルタを取り付ける。(10分)
  - 6. 押さえ板を取り付ける。(5分)

要員:3人

所要時間: 40分

- ・泊発電所では、ディーゼル発電機吸気フィルタは屋内に設置されているため、
   降灰による視界不良等の環境条件の悪化なく作業が可能である。
- ・発電所敷地周辺において、気象庁が発信する降灰予報により「多量」の降灰が 予測された場合、フィルタ交換の準備(作業員の手配、踏み台・工具・防護具 等の準備)に着手することから、降下火砕物の大気中濃度上昇までには十分な 時間的余裕があるため、外部電源喪失によるディーゼル発電機運転時にはフィ ルタ交換の準備が完了している。

ディーゼル発電機吸気フィルタの火山灰捕集容量(捕集量)の算定方法について

- ディーゼル発電機吸気フィルタ火山灰捕集容量:1,000g/m<sup>2</sup>の算定方法 ディーゼル発電機吸気フィルタは鋼線を格子状に編み込んだフィルタが多層 に積層された構造(図「ディーゼル発電機吸気フィルタの多層構造(概念 図)」参照)をしており、本フィルタの仕様は以下の通りである。
  - ・ディーゼル発電機吸気フィルタの空間率: 98.2% (フィルタメーカのカタログ値)
  - ・ディーゼル発電機吸気フィルタの表面積: 2.3m<sup>2</sup>
     ・ディーゼル発電機吸気フィルタの厚さ :
     ・ディーゼル発電機吸気フィルタの積層数:

※ 製品製作上の機微データのため公開不可

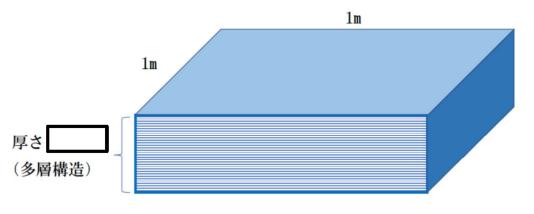


図3 ディーゼル発電機吸気フィルタの多層構造(概念図)

なお、本フィルタについて、火山灰の捕集容量に係る性能規定値等がないた め、上記の仕様を用いて、以下の通り、単位面積当たりの火山灰捕集容量を試算 し設定している。

(1)単位面積当たりのディーゼル吸気フィルタの空間量(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)

(2)単位面積当たりのフィルタ灰捕集容量(g/m<sup>2</sup>) 火山灰の捕集容量の想定に当たり、 のフィルタの全ての空間に火 山灰が取り込まれたと想定すると、添付六記載の火山灰の最低密度●g/cm<sup>3</sup> より、火山灰捕集容量は次の通りとなる。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません

しかしながら、理想的に全ての空間に火山灰が捕集されるとは考えにくいこと から、ここでは、保守的に、多層フィルタのうち、表層1層目だけに灰の捕集が 期待されるものと想定し、以下の通りフィルタの灰捕集容量を試算し設定してい る。

①単位面積当たりの表層のフィルタ1 層分の空間量(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)
 ②単位面積当たりの表層のフィルタ1 層分による灰捕集容量(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)
 火山灰の最低密度●g/cm<sup>3</sup>より、火山灰捕集容量は次の通りとなる。

この捕集容量を「ディーゼル発電機の吸気フィルタの閉塞時間の試算」に用い る火山灰の捕集容量として設定し、ディーゼル発電機吸気フィルタの閉塞時間の 試算を行っている。

2. ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト捕集量:2,300gの算定方法 ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト捕集量は、前述の1. で設定した 火山灰の捕集容量1,000g/m<sup>2</sup>より、以下の通りディーゼル発電機吸気フィルタの 表面積2.3m<sup>2</sup>を乗じて算出している。

・ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト(火山灰)捕集量:
 1,000g/m<sup>2</sup>×2.3m<sup>2</sup> = 2,300g

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません

## 補足資料-24

24. 降下火砕物の侵入による非常用ディーゼル発電機の潤滑油への影響について

非常用ディーゼル発電機の吸気系に設置されている吸気消音器のフィルタ(粒径 0.12mm 以上の降下火砕物を 90%以上捕集する性能)により降下火砕物の侵入を防止している。

フィルタを通過した降下火砕物が潤滑油に混入した場合の対応について以下に示す。

近隣火山の大規模な噴火が発生した場合,または,発電所敷地内で降灰が確認 された場合で,かつ,外部電源が喪失し,非常用ディーゼル発電機の運転が必要と なった場合には,潤滑油のサンプリング強化を行い,潤滑油の劣化状況を確認す る。

分析項目	理由
動粘度 (40℃)	潤滑油の油膜厚さが適正に保持できるかを示す項目であるため選定
	した。動粘度が高いと油温度の異常な上昇、始動不良などの原因と
	なり,動粘度が低すぎると油膜強度不足による異常摩耗が発生する。
塩基価(過塩素酸	塩基価は潤滑油中に混入する酸性物質を中和するために添加されて
法)	いる塩基成分の残存量を示す値であり、潤滑油の劣化状況を把握で
	きることから選定した。
引火点 PM	本項目は潤滑油の粘性に直接影響する項目ではないが、石油製品全
	般の安全管理面で最も重視されている項目の一つであることから選
	定した。
ペンタン不溶分	潤滑油の不溶分が増加すると粘度の上昇、潤滑油系統の清浄性の悪
	化、フィルタ目詰まり等を起こすことから選定した。
水分 (蒸留法)	水分は発錆の原因となるとともに、潤滑油の参加を促進させ、油膜
	切れによる潤滑不良を起こすことから選定した。

表1 潤滑油分析項目

平成 29 年 12 月 14 日に実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則(以下, 「実用炉規則」という。)の一部改正で追加された。火山影響等発生時における発 電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備については,保安規定認可 までに対応を図る。

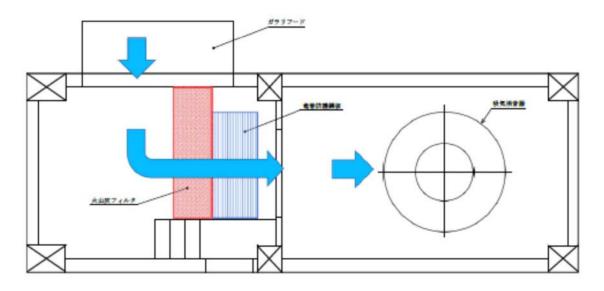
現在の対応状況を表1に示す。

条項	規則	対応状況
第 83 条 第 1 号	次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定め る事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維 持するための活動に関する計画を定めるとともに, 当該計画の実行に必要な要員を配置し,当該計画に 従って必要な活動を行わせること。	_
П	火山現象による影響	
(1)	火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれ がある場合(以下この号において「火山影響等発生」 という。)における非常用交流動力電源設備の機能 を維持するための対策に関すること。	非常用ディーゼル発電 機の吸気ラインに火山 灰フィルタの設置等の 対策を行う。
(2)	(1)に掲げるもののほか,火山影響等発生時におけ る代替電源設備その他の炉心を冷却するために必 要な設備の機能を維持するための対策に関するこ と。	炉心を冷却するための 設備として,タービン動 補助給水ポンプにより 対応する。
(3)	(2)に掲げるもののほか,火山影響等発生時に交流 動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損 傷を防止するための対策に関すること。	代替電源設備の吸気ラ インに火山灰対策を行 う。

表1 実用炉規則の一部改正に関する対応状況

「実用炉規則第83条第1号ロ(1)」の対応としては、図1のような対策が考えられる。

今後,気中降下火砕物濃度の環境下において,非常用ディーゼル発電機の機能 を維持するために最適な対策を検討し,保安規定認可までに対応を図る。



平面民

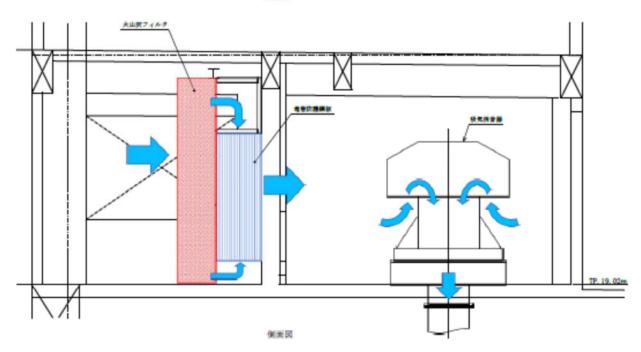


図1 実用炉規則第83条第1号ロ(1)の対策案

## 気中降下火砕物濃度の算出について

1. 気中降下火砕物濃度の推定手法

試算に用いる大気中の降下火砕物濃度は、「原子力発電所の火山影響評価ガ イド(令和元年12月18日改正)」(以下「ガイド」という。)の添付1「気中 降下火砕物濃度の推定手法について」に定められた手法により推定した気中降 下火砕物濃度とする。ガイドに定められている手法は以下の2つである。

a.降灰継続時間を仮定して,降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法 b.数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法

2. 気中降下火砕物濃度の算出方法

泊発電所では、上記手法のうちa.の手法により気中降下火砕物の濃度を推定した。本手法は、原子力発電所の敷地において発電所の運用期間中に想定される降下火砕物かが降灰継続時間(24時間)に堆積したと仮定し、降下火砕物の粒径の割合から求められる粒径毎の堆積速度と終端速度から算出される 粒径毎の気中濃度の総和を気中降下火砕物濃度として求める。以下に計算方法 を示す。

泊発電所における入力条件及び計算結果を表 2,3 に示す。

粒径iの降下火砕物の降灰量W<sub>i</sub>は

 $W_i = p_i W_T$  ( $p_i : 粒径i の割合 W_T : 総降灰量$ )…(A) で表され、粒径i の堆積速度 $v_i$  は  $v_i = \frac{W_i}{t}$  (t:降灰継続時間)… (B) 粒径i の気中濃度 $C_i$  は  $C_i = \frac{v_i}{r_i}$  ( $r_i : 粒径i の降下火砕物の終端速度$ )… (C) で表され、気中降下火砕物濃度 $C_t$  は  $C_T = \sum_i C_i$ … (D)

となる。

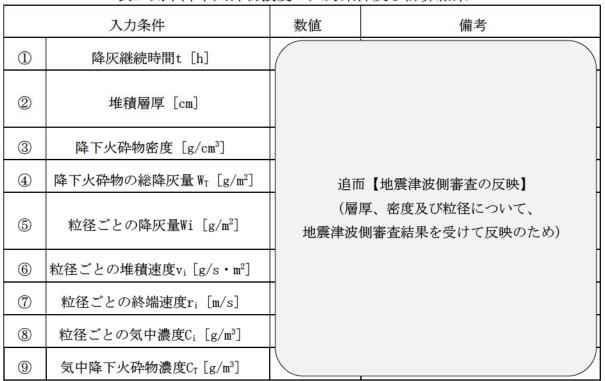


表2 気中降下火砕物濃度の入力条件及び計算結果

表3 粒径ごとの入力条件及び計算結果

粒径iø (µm)	$-1\sim 0$ (1, 414)	0~1 (707)	$1 \sim 2$ (354)	$2\sim 3$ (177)	3~4 (88)	$4\sim 5$ (44)	5~6 (22)	6~7 (11)	合計
割合 P <sub>i</sub> (wt%) 降灰量								1	
Wi (g/m²)           堆積速度           vi (g/(s・m²))		追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、							-
終端速度 r <sub>i</sub> (cm/s) 気中濃度 C <sub>i</sub> (g/m <sup>3</sup> )	-		地	震津波側	審査結果を受	受けて反映の	つため)		-

## 重大事故等対処設備に対する考慮について

設置許可基準規則第 43 条 (重大事故等対処設備)の要求を踏まえ,降下火砕物 によって,設計基準事故対処設備の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に 損なわれることがないことを確認するとともに,重大事故等対処設備の機能が喪失 した場合においても,外殻となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必 要な機能を維持できることを確認する。

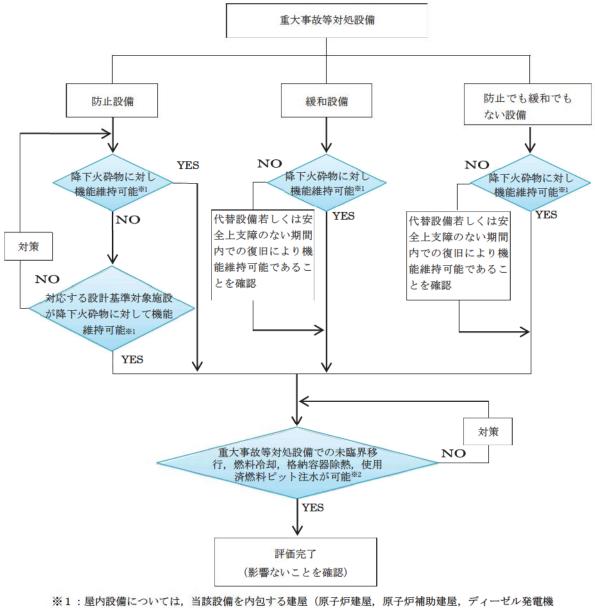
重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。

- (1) 重大事故防止設備は,降下火砕物によって設計基準事故対処設備の安全機能 と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと
- (2) 重大事故等対処設備であって,重大事故防止設備でない設備は,代替設備若 しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること
- (3) 降下火砕物が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント 安全性に関する主要な機能(未臨界移行機能,燃料冷却機能,格納容器除熱 機能,使用済燃料ピット注水機能)が維持できること(降下火砕物により重 大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の機能が同時に損なわれること はないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること を確認する)

降下火砕物に対する重大事故等対処施設の影響評価フロー並びに方針(1)及び (2)に対する評価結果をそれぞれ図1,表1に示す。また,方針(3)に示したプ ラント安全性に関する主要な機能は,以下に例示するとおり重大事故等対処設備に より維持される。

- ・未臨界移行機能:手動による原子炉緊急停止,原子炉出力抑制(自動),原子
   炉出力抑制(手動),ほう酸水注入
- ・ 燃料冷却機能:代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)
- 格納容器除熱機能:格納容器内自然対流冷却
- 使用済燃料ピット注水機能:使用済燃料ピットへの注水(可搬型大型送水 ポンプ車)

なお,重大事故等対処施設の設計方針は,設置許可基準規則第43条(重大事故 等対処設備)にて考慮する。



※1. 産内設備については、当該設備を内包する産産(ボリケ産産、ボリケ痛効産産、アイーとが完電機 建屋及び循環水ポンプ建屋)の影響評価を実施し、安全機能が維持されることを確認 ※2:降下火砕物により重大事故等対処設備と設計基準対象設備の機能が同時に損なわれることはないが、 安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

図1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の評価フロー

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火	山(※2)
<b>议直</b> 計 可 金 毕	对心于政	里入争战等对处战幅	分規	箇所(※1)	評価	防護方法
第 37 条(重大事故等の 拡大の防止等)	-	-	-			
第 38 条 (重大事故等対 処施設の地盤)				87	270	070
第 39 条 (地震による損 傷の防止)	-	-	-	-	s—s	8-8
第40条(津波による損	-	-	-	-	-	-
傷の防止) 第 41 条 (火災による損 た a 跳 d )	_	-	-	-	-	-
傷の防止) 第 42 条(特定重大事故	-	特定重大事故等対処施設	申請範囲外		-	-
等対施設) 第 43 条(重大事故等対 処設備)	-	ホイールローダ、パックホウ	防止でも緩 和でもない	屋外	0	影響なし (適切に 除灰)
第 44 条(緊急停止失敗	手動による原子炉緊	制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器	設備 防止設備	R/B	0	建屋内
時に発電用原子炉を未臨 界にするための設備)	急停止	原子炉トリップスイッチ	防止設備	A/B	0	建屋内
	原子炉出力制御(自 動)	共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)	防止設備	A/B	0	建屋内
		電動補助給水ボンプ、蒸気発生器等	防止設備	R/B	0	建屋内
	原子炉出力制御(手 動)	電動補助給水ポンプ、蒸気発生器等	防止設備	R/B	0	建屋内
	ほう酸水注入(ほう	ほう酸ポンプ、ほう酸タンク等	防止設備	A/B	0	建屋内
	酸タンク→充てんラ イン)	再生熱交換器	防止設備	R/B	0	建屋内
	ほう酸水注入(燃料	充てんポンプ	防止設備	A/B	0	建屋内
	取替用水ピット→充 てんライン)	燃料取替用水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	ほう酸水注入(燃料	高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	取替用水ピット→安 全注入ライン)	燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	0	建屋内
第45条(原子炉冷却材圧	1次系のフィードア	高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
カバウンダリ高圧時に発 電用原子炉を冷却するた	ンドブリード (高圧 注入ポンプ)	燃料取替用水ピット、格納容器再循環サ ンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
めの設備)	蕃圧注入	蓄圧タンク、蓄圧タンク出口弁	防止設備	R/B	0	建屋内
	- 蒸気発生器二次側に よる炉心冷却(ター ビン動補助給水ポン プの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ、補助給水ビ ット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	<ul> <li>蒸気発生器二次側に</li> <li>よる炉心冷却(電動</li> <li>補助給水ボンプの機</li> <li>能回復)</li> </ul>	電動補助給水ポンプ、補助給水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(1/12)

> 又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して,代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能

(緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火	山 (※2)
				箇所(※1)	評価	防護方法
第46条(原子炉冷却材	1次系のフィードアンドプリー	高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
圧力バウンダリを減圧す るための設備)	ド(高圧注入ポンプ)	燃料取替用水ピット、格納容 器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	蓄圧注入	蓄圧タンク、 蓄圧タンク出口 弁	防止設備	R/B	0	建屋内
	蒸気発生器二 次側による炉心冷却	電動補助給水ポンプ、タービ ン動補助給水ポンプ、補助給 水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	蒸気発生器二次側による炉心冷 却(タービン動補助給水ポンプ の機能回復)	タービン動補助給水ポンプ、 補助給水ビット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	蒸気発生器二次側による炉心冷 却(電動補助給水ボンプの機能 回復)	電動補助給水ポンプ、補助給 水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁操作用バッテ リ	防止設備	A/B	0	建屋内
		加圧器逃がし弁操作用可搬型 窒素ボンベ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	加圧器逃がし弁による一次冷却 系統の減圧	加圧器逃がし弁	緩和設備	R/B	0	建屋内
	一次冷却系統の減圧(SG 伝熱 管破損発生時、IS-LOCA 発生 時)	主蒸気逃がし弁、加圧器逃が し弁	防止設備	R/B	0	建屋内
	余熱除去系統の隔離 (IS-LOCA 発生時)	余熱除去ボンプ入口弁	防止設備	A/B	0	建屋内
第 47 条(原子炉冷却材	炉心注水 (CHP) (1 次冷却材喪	充てんポンプ	防止設備	A/B	0	建屋内
圧力バウンダリ低圧時に 発電用原子炉を冷却する	失事象が発生している場合、フ ロントライン系機能喪失時)	燃料取替用水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
ための設備)	代替炉心注水(B-CSP)(1次冷	B-格納容器スプレイポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	却材喪失事象が発生している場 合、フロントライン系機能喪失 時)	燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水(代替CSP)(1 次冷却材喪失事象が発生してい る場合、フロントライン系機能 喪失時)	代替格納容器スプレイポン プ、燃料取替用水ビット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水(可搬型ボンブ 車)(1次冷却材喪失事象が発 生している場合、フロントライ ン系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に 除灰)
	再循環運転 (SIP) (1次冷却材	高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替再循環運転 (B-CSP) (1次	B-格納容器スプレイポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	冷却材喪失事象が発生している 場合、フロントライン系機能喪 失時)	B - 格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	炉心注水 (SIP) (1 次冷却材喪	高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	失事象が発生している場合、フ ロントライン系機能喪失時)	燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	0	建屋内

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(2/12)

又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して,代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火山(※2)	
				箇所(※1)	評価	防護方法
第47条(原子炉冷却材	炉心注水 (CHP) (1次冷却材要	充てんポンプ	防止設備	A/B	0	建屋内
圧力バウンダリ低圧時に	失事象が発生している場合、フ	燃料取替用水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
発電用原子炉を冷却する	ロントライン系機能喪失時)		A STARL STARLES I	1.00		Regular SAFA
ための設備)	代替炉心注水(B-CSP)(1次冷	B-格納容器スプレイポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	却材喪失事象が発生している場	燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	0	建屋内
	合、フロントライン系機能喪失	and the first of t				
	時)					
	代替炉心注水(代替 CSP)(1	代替格納容器スプレイポンプ、	防止設備	R/B	0	建屋内
	次冷却材喪失事象が発生してい	燃料取替用水ピット等				
	る場合、フロントライン系機能					
	喪失時)					
	代替炉心注水(可搬型ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし
	車)(1次冷却材喪失事象が発					<ul><li>(適切に)</li></ul>
	生している場合、フロントライ					除灰)
	ン系機能喪失時)					
	代替炉心注水(代替 CSP)(代	代替格納容器スプレイポンプ、	防止設備	R/B	0	建屋内
	替電源)(1次冷却材喪失事象	燃料取替用水ピット等				
	が発生している場合、サポート					
	系機能喪失時)					
	代替炉心注水(可搬型ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし
	車)(1次冷却材喪失事象が発					<ul><li>(適切に)</li></ul>
	生している場合、サポート系機					除灰)
	能喪失時)					
	代替炉心注水(CHP(自己冷	B-充てんポンプ	防止設備	A/B	0	建屋内
	却))(1次冷却材喪失事象が発	燃料取替用水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	生している場合、サポート系機					
	能喪失時)					
	代替再循環運転 (A-SIP(海水冷	Aー高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	却))(1次冷却材喪失事象が	A-格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	発生している場合、サポート系	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし
	機能喪失時)					<ul><li>(適切に)</li></ul>
						除灰)
	格納容器スプレイ(CSP)(格納	格納容器スプレイポンプ等	緩和設備	A/B	0	建屋内
	容器水張り)(1次冷却材喪失	燃料取替用水ピット	緩和設備	R/B	0	建屋内
	事象が発生している場合、溶融					
	デブリが原子炉容器に残存する					
	場合)					
	代替格納容器スプレイ(代替	代替格納容器スプレイポンプ、	緩和設備	R/B	0	建屋内
	CSP)(格納容器水張り)(1 次	燃料取替用水ピット等				
	冷却材喪失事象が発生している					
	場合、溶融デブリが原子炉容器					
	に残存する場合)				1	

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(3/12)

又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火山(※2)	
				箇所(※1)	評価	防護方法
第47条(原子炉冷却材 圧力パウンダリ低圧時に 発電用原子炉を冷却する ための設備)	蒸気発生器二次側による炉心冷 却(補助給水ボンブ)(1次冷 却材喪失事象が発生していない 場合、フロントライン系機能喪 失時)	<b>電動</b> 補助給水ボンプ、補助給水 ビット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	茶気発生器二次側による炉心冷 却(補助給水ボンブ)(代替電 源)(1次冷却材喪失事象が発 生していない場合、サポート系 機能喪失時)	電動補助給水ボンプ、補助給水 ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	炉心冷却 (CHP) (運転停止中の	充てんポンプ	防止設備	A/B	0	建屋内
	場合、フロントライン系機能喪 失時)	燃料取替用水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	炉心冷却 (SIP) (運転停止中の	高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	場合、フロントライン系機能喪 失時)	燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水(B-CSP)(運転	B-格納容器スプレイポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	停止中の場合、フロントライン 系機能喪失時)	燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水(代替 CSP)(運 転停止中の場合、フロントライ ン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ、 燃料取替用水ビット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水(可搬型ポンプ 車)(運転停止中の場合、フロ ントライン系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に 除灰)
	再循環運転(SIP)(運転停止中	高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	の場合、フロントライン系機能 喪失時)	格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替再循環運転 (B-CSP) (運	B-格納容器スプレイポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	転停止中の場合、フロントライ ン系機能喪失時)	Bー格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	蒸気発生器二次側による炉心冷 却(補助給水ポンプ)(運転停 止中の場合、フロントライン系 機能喪失時)	電動補助給水ボンプ、補助給水 ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水(代替 CSP)(代 替電源)(運転停止中の場合、 サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ、 補助給水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水(可搬型ポンプ 車)(運転停止中の場合、サポ ート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に 除灰)

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(4/12)

> 又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能

(緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火山(※2)	
				箇所(※1)	評価	防護方法
第47条(原子炉冷却材	代替炉心注水(CHP(自己冷	B-充てんポンプ	防止設備	A/B	0	建屋内
圧力バウンダリ低圧時 に発電用原子炉を冷却	却)) (運転停止中の場合、サポ ート系機能喪失時)	燃料取替用水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
するための設備)	代替再循環運転(A-SIP(海水	A-高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	冷却)) (運転停止中の場合、サ	Aー格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	ポート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に 除灰)
	蒸気発生器二次側による炉心冷 却(補助給水ボンプ)(代替電 源)(運転停止中の場合、サボー ト系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ、補助給 水ビット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	炉心注水 (SIP) (溶融炉心の原	高圧注入ポンプ等	緩和設備	A/B	0	建屋内
	子炉格納容器下部への落下遅延 及び防止、交流動力電源及び原 子炉補機冷却機能が健全である 場合)	燃料取替用水ビット	緩和設備	R/B	0	建屋内
	炉心注水 (RHRP) (溶融炉心の原	余熱除去ポンプ等	緩和設備	A/B	0	建屋内
	子炉格納容器下部への落下遅延 及び防止、交流動力電源及び原 子炉補機冷却機能が健全である 場合)	燃料取替用水ビット	緩和設備	R/B	0	建屋内
	炉心注水 (CHP) (溶融炉心の原	充てんポンプ	緩和設備	A/B	0	建屋内
	子炉格納容器下部への落下遅延 及び防止、交流動力電源及び原 子炉補機冷却機能が健全である 場合)	燃料取替用水ビット等	緩和設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水 (B-CSP) (溶融炉 心の原子炉格納容器下部への落	B-格納容器スプレイポンプ等	緩和設備	A/B	0	建屋内
	下遅延及び防止、交流動力電源 及び原子炉補機冷却機能が健全 である場合)	燃料取替用水ピット	緩和設備	R/B	0	建屋内
	代替炉心注水(代替 CSP)(溶融 炉心の原子炉格納容器下部への 落下遅延及び防止、交流動力電 源及び原子炉補機冷却機能が健 全である場合)	代替格納容器スプレイポン プ、燃料取替用水ピット等	緩和設備	R/B	0	建屋内
	炉心注水 (CHP (自己冷却)) (溶	B-充てんポンプ	緩和設備	A/B	0	建屋内
	融炉心の原子炉格納容器下部へ の落下遅延及び防止、全交流動 力電源喪失又は原子炉補機冷却 機能喪失時)	燃料取替用水ビット等	緩和設備	R/B	0	建屋内
	(税配長大時) 代替炉心注水(代替CSP)(代替 電源)(溶融炉心の原子炉格納容 器下部への落下遅延及び防止、 全交流動力電源喪失又は原子炉 補機冷却機能喪失時)	代替格納容器ポンプ、燃料取 替用水ビット等	緩和設備	R/B	0	建屋内
	低圧時再循環、余熱除去運転	余熱除去ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
		格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(5/12)

又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して,代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火山(※2)	
				箇所(※1)	評価	防護方法
第48条(最終ヒートシ ンクへ熱を輸送するため の設備)	蒸気発生器二次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ)(フロントラ イン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ、補助給 水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	格納容器内自然対流冷却(C/V再	C、D-格納容器再循環ユニット	防止設備	R/B	0	建屋内
	循環ユニット:海水)(フロント ライン系機能喪失時)	可搬型大型送水ボンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	代替補機冷却 (SIP (海水冷却))	A-高圧注入ポンプ	防止設備	A/B	0	建屋内
	(フロントライン系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	蒸気発生器二次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ)(代替電源) (サポート系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ、補助給 水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	格納容器内自然対流冷却(C/V 再	C、D-格納容器再循環ユニット	防止設備	R/B	0	建屋内
	循環ユニット:海水)(サポート 系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	代替補機冷却 (SIP (海水冷却)	A-高圧注入ポンプ	防止設備	A/B	0	建屋内
	<ul><li>(代替電源))(サポート系機能喪</li><li>失時)</li></ul>	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	<ul><li>影響なし</li><li>(適切に除灰)</li></ul>
第49条 (原子炉格納容 器内の冷却等のための設 備)	格納容器内自然対流冷却(C/V再 循環ユニット:CCW)(炉心の著し い損傷防止、フロントライン系機 能喪失時)	C、D-格納容器再循環ユニッ ト、原子炉補機冷却水サージ タンク加圧用可機型窒素ガス ボンベ等	防止設備	R/B	0	建屋内
		<ul> <li>C、D-原子炉補機冷却海水ポン</li> <li>プ、C、D-原子炉補機冷却海水</li> <li>ポンプ出ロストレーナ</li> </ul>	防止設備	ONP/B	0	建屋内
	代替格納容器スプレイ(代替 CSP)(炉心の著しい損傷防止、フ ロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポン プ、燃料取替用水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替格納容器スプレイ(代替 CSP)(代替電源)(炉心の著しい 損傷防止、サポート系機能喪失 時)	代替格納容器スプレイポン プ、燃料取替用水ビット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	格納容器内自然対流冷却(C/V 再	C、D-格納容器再循環ユニット	防止設備	R/B	0	建屋内
	循環ユニット:海水)(炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	格納容器内自然対流冷却(C/V 再 循環ユニット:CCW)(格納容器破 損防止、フロントライン系機能喪 失時)	C、D-格納容器再循環ユニッ ト、原子炉補機冷却水サージ タンク加圧用可搬型窒素ガス ボンベ等	緩和設備	R/B	0	建屋内
		<ul> <li>C、D-原子炉補機冷却海水ボン</li> <li>プ、C、D-原子炉補機冷却海水</li> <li>ポンプ出ロストレーナ</li> </ul>	緩和設備	ON₽/B	0	建屋内
	代替格納容器スプレイ(代替 CSP)(格納容器破損防止、フロン トライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポン プ、燃料取替用水ピット等	緩和設備	R/B	0	建屋内
	代替格納容器スプレイ(代替 CSP)(代替電源)(格納容器損破 損防止、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポン プ、燃料取替用水ピット等	緩和設備	R/B	0	建屋内
	格納容器内自然対流冷却 (C/V 再	C、D-格納容器再循環ユニット	緩和設備	R/B	0	建屋内
	循環ユニット:海水)(格納容器 破防止、サポート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	格納容器スプレイ、格納容器スプ	格納容器スプレイポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
	レイ再循環	燃料取替用水ピット、格納容 器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響
--------------------------

> 又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して,代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火山(※2)		
				箇所(※1)	評価	防護方法	
第50条(原子炉格納容	格納容器スプレイ (CSP) (交	格納容器スプレイポンプ等	緩和設備	A/B	0	建屋内	
器の過圧破損を防止する	流動力電源及び原子炉補機冷	燃料取替用水ピット	緩和設備	R/B	0	建屋内	
ための設備)	却機能が健全である場合)						
	格納容器内自然対流冷却(C/V	C、D-格納容器再循環ユニッ	緩和設備	R/B	0	建屋内	
	再循環ユニット:COW) (交流	ト、原子炉補機冷却水サージ					
	動力電源及び原子炉補機冷却	タンク加圧用可搬型窒素ガス					
	機能が健全である場合)	ボンベ等					
		C、D-原子炉補機冷却海水ポン	緩和設備	ONP/B	0	建屋内	
		プ、C、D-原子炉補機冷却海水					
		ポンプ出口ストレーナ					
	代替格納容器スプレイ(代替	代替格納容器スプレイポン	緩和設備	R/B	0	建屋内	
	CSP) (交流動力電源及び原子	プ、燃料取替用水ピット等					
	炉補機冷却機能が健全である						
	場合)						
	格納容器内自然対流冷却(C/V	C、D-格納容器再循環ユニット	緩和設備	R/B	0	建屋内	
	再循環ユニット:海水)(全交						
	流動力電源又は原子炉補機冷	可搬型大型送水ポンプ車	緩和設備	屋外	0	影響なし	
	却機能喪失時)					(適切に除灰)	
	代替格納容器スプレイ(代替	代替格納容器スプレイポン	緩和設備	R/B	0	建屋内	
	CSP) (代替電源) (全交流動力	プ、燃料取替用水ピット等					
	電源又は原子炉補機冷却機能						
	喪失時)						
第 51 条(原子炉格納容	格納容器スプレイ(CSP)(交	格納容器スプレイポンプ等	緩和設備	A/B	0	建屋内	
器下部の溶融炉心を冷却	流動力電源及び原子炉補機冷	燃料取替用水ピット	緩和設備	R/B	0	建屋内	
するための設備)	却機能が健全である場合)						
	代替格納容器スプレイ(代替	代替格納容器スプレイポン	緩和設備	R/B	0	建屋内	
	CSP) (交流動力電源及び原子	プ、燃料取替用水ピット等					
	炉補機冷却機能が健全である						
	場合)						
	代替格納容器スプレイ(代替	代替格納容器スプレイポン	緩和設備	R/B	0	建屋内	
	CSP)(代替電源)(全交流動力	プ、燃料取替用水ピット等					
	電源又は原子炉補機冷却機能						
	喪失時)						
第 52 条(水素爆発によ	水素濃度低減(原子炉格納容	原子炉格納容器内水素処理装	緩和設備	R/B	0	建屋内	
る原子炉格納容器の破損	器内水素処理装置)	置、原子炉格納容器内水素処					
を防止するための設備)		理装置温度					
	水素濃度低減(格納容器水素	格納容器水素イグナイタ、格	緩和設備	R/B	0	建屋内	
	イグナイタ)	納容器水素イグナイタ温度計					
	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計	緩和設備	R/B	0	建屋内	
		測ユニット、可搬型代替ガス					
		サンプリング圧縮装置等					
		可搬型大型送水ポンプ車	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)	
第 53 条(水素爆発によ	アニュラス空気浄化設備によ	アニュラス空気浄化ファン等	緩和設備	R/B	0	建屋内	
る原子炉建屋等の損傷を 防止するための設備)	る水素放出(交流動力電源及						
	び直流電源が健全である場	排気筒	緩和設備	屋外	0	影響なし	
	合)						
	アニュラス空気浄化設備によ	B-アニュラス空気浄化ファ	緩和設備	R/B	0	建屋内	
	る水素放出(全交流動力電源	ン、アニュラス全量排気弁操					
	又は直流電源が喪失した場	作用可搬型窒素ガスボンベ等					
	合)	排気筒	緩和設備	屋外	0	影響なし	
	水素濃度監視	可搬型アニュラス水素濃度計	緩和設備	R/B	0	建屋内	
		測ユニット		. –	-		

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(7/12)	設備の影響評価(7/1)	降下火砕物に対する重大事故等対処設し
----------------------------------	--------------	--------------------

又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置		火山(※2)
				箇所(※1)	評価	防護方法
第54条(使用済燃料貯蔵 槽の冷却等のための設	使用済燃料ピットへの注水	可搬型大型送水ボンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
備)	使用済燃料ピットへのスプレ イ	可搬型大型送水ボンプ車、可 搬型スプレイノズル	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料 等)への放水	可搬型大容量海水送水ポンプ 車、放水砲	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位(AM 用)、使用済燃料ピット温度 (AM 用)等	防止設備	R/B	0	建屋内
		使用済燃料ピット可搬型エリ アモニタ	緩和設備	R/B、A/B	0	建屋内
		使用済燃料ピット監視カメラ	緩和設備	R/B、A/B	0	建屋内
第 55 条(工場等外への放 射性物質の拡散を抑制す るための設備)	大気への拡散抑制(炉心の著 しい損傷時及び原子炉格納容 器の破損時)	可搬型大容量海水送水ポン プ、放水砲	緩和設備	屋外	0	<mark>影響</mark> なし (適切に除灰)
	海洋への拡散抑制(炉心の著 しい損傷時及び原子炉格納容 器の破損時)	放射性物質吸着剤	緩和設備	屋外 (地下)	0	<mark>影響</mark> なし
	大気への拡散抑制(使用済燃 料ピット内燃料体等の著しい 損傷時)	可搬型大型送水ボンプ車、可 搬型スプレイノズル	緩和設備	屋外	0	<mark>影響</mark> なし (適切に除灰)
	大気への拡散抑制(使用済燃 料ビット内燃料体等の損傷 時)	可搬型大容量海水送水ポン プ、放水砲	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	海洋への拡散抑制(使用済燃 料ビット内燃料体等の損傷 時)	放射性物質吸着剤	緩和設備	屋外 (地下)	0	影響なし
	航空機燃料火災への泡消火	可搬型大容量海水送水ボン プ、放水砲、泡混合設備	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
第 56 条(重大事故等の収	1次系のフィードアンドブリ	高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
東に必要となる水の供給 設備)	- <b>k</b>	燃料取替用水ピット等	防止設備	R/B	0	建屋内
	海水を用いた補助給水ピット への補給	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	燃料取替用水ピットから補助 給水ピットへの水源切替	補助給水ビット、代替格納容 器スプレイポンプ	防止設備 緩和設備	R/B	0	建屋内
	燃料取替用水ピットから海水 への水源切替	可搬型大型送水ボンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	海水を用いた燃料取替用水ピ ットへの補給	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備 緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	代替再循環運転 (B-CSP)	B-格納容器スプレイポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
		B-格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
	代替再循環運転 (A-SIP)	A-高圧注入ポンプ等	防止設備	A/B	0	建屋内
		A-格納容器再循環サンプ等	防止設備	R/B	0	建屋内
		可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	海水を用いた使用済燃料ピッ トへの注水	可搬型大型送水ポンプ車	防止設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	使用済燃料ピットへのスプレ イ	可搬型大型送水ポンプ車、可 搬型スプレイノズル	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体 等)への放水	可搬型大容量海水ポンプ車、 放水砲	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)
	原子炉格納容器及びアニュラ ス部への放水	可搬型大容量海水ポンプ車、 放水砲	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に除灰)

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(8/12)

> 又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火山(※2)	
				箇所(※1)	評価	評価方法
第 57 条(電源設備)	代替非常用発電機による代替 電源(交流)からの給電	ディーゼル発電機燃料貯油 槽移送ボンプ	防止設備 緩和設備	DG/B	0	建屋内
		ディーゼル発電機燃料貯油	防止設備	屋外	0	影響なし
		槽	緩和設備	(地下)		
		可搬型タンクローリー	防止設備	屋外	0	影響なし
			緩和設備			<ul><li>(適切に 除灰)</li></ul>
		代替非常用発電機	防止設備	屋外	0	影響なし
			緩和設備			(適切に
						除灰)
	可搬型代替電源車による代替	ディーゼル発電機燃料貯油	防止設備	DG/B	0	建屋内
	電源(交流)からの給電	槽移送ポンプ	緩和設備			
		ディーゼル発電機燃料貯油	防止設備	屋外	0	影響なし
		槽	緩和設備	(地下)		
		可搬型代替電源車、可搬型	防止設備	屋外	0	影響なし
		タンクローリー	緩和設備			(適切に
						除灰)
	蓄電池(非常用)による直流	蓄電池(非常用)	防止設備	A/B	0	建屋内
	電源からの給電		緩和設備			
	後備蓄電池による代替電源	後備蓄電池	防止設備	A/B	0	建屋内
	(直流)からの給電		緩和設備			
	可搬型直流電源用発電機及び	可搬型直流変換器	防止設備	A/B	0	建屋内
	可搬型直流変換器による代替		緩和設備			
	電源(直流)からの電源	ディーゼル発電機燃料貯油	防止設備	屋外	0	影響なし
		槽	緩和設備	(地下)		
		可搬型直流電用発電機、可	防止設備	屋外	0	影響なし
		搬型タンクローリー	緩和設備			(適切に
						除灰)
	代替所内電気設備による交流	代替所内電気設備変圧器、	防止設備	A/B	0	建屋内
	の給電	代替所内電気設備分電盤等	緩和設備			
		ディーゼル発電機燃料貯油	防止設備	屋外	0	影響なし
		槽	緩和設備	(地下)		
		代替非常用発電機	防止設備	屋外	0	影響なし
			緩和設備			(適切に
						除灰) 影響なり
		可搬型代替電源車等	防止設備	屋外	0	<ul> <li>影響なし</li> <li>(適切に)</li> </ul>
			緩和設備			(温幼に) 除灰)
	燃料の補給に用いる設備(可	ディーゼル発電機燃料貯油	防止設備	屋外	0	影響なし
	搬型タンクローリーによる汲	槽	緩和設備	(地下)	Ĭ	10 T 10 C
	み上げ)	1日 可搬型タンクローリー	防止設備	屋外	0	影響なし
	9207	可加速クラクローター	緩和設備	/ <u>厘</u> /下		(適切に
			和女子中 4 又 1 用			除灰)
	燃料の補給に用いる設備(デ	ディーゼル発電機燃料油移	防止設備	DG/B	0	建屋内
	ィーゼル発電機燃料油油移送	送ポンプ	緩和設備			
	ポンプによる汲み上げ)	ディーゼル発電機燃料貯油	防止設備	屋外	0	影響なし
		槽	緩和設備	(地下)		
		可搬型タンクローリー	防止設備	屋外	0	影響なし
			緩和設備			(適切に
						除灰)
	ディーゼル発電機による給電	ディーゼル発電機、ディー	防止設備	DG/B	0	建屋内
		ゼル発電機燃料貯油槽移送	緩和設備			
		ポンプ				
		ディーゼル発電機燃料貯油	防止設備	屋外	0	影響なし
		槽	緩和設備	(地下)	1	1

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(9/12)

> 又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備、防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火	山(※2)
				箇所(※1)	評価	評価方法
第 58 条 (計装設備)	温度計測(原子炉圧力容器内の温度)	1次冷却材温度(広域-高温側)等	防止設備 緩和設備	R/B	0	建屋内
	圧力計測(原子炉圧力容器内の圧力)	1 次冷却材圧力(広域)	防止設備緩和設備	R/B	0	建屋内
	水位計測(原子力圧力容器内の水位)	加圧器水位等	防止設備	R/B	0	建屋内
	注水量計測(原子力圧力容器への注水量)	高圧注入流量等	防止設備緩和設備	A/B	0	建屋内
	注水量計測(原子力格納容器への注水量)	高圧注入流量等	防止設備	A/B	0	建屋内
	温度計測(原子炉格納容器内の温度)	格納容器内温度	緩和設備 防止設備	R/B	0	建屋内
	圧力計測(原子炉格納容器内の圧力)	原子炉格納容器圧力等	緩和設備 防止設備	R/B	0	建屋内
	水位計測(原子炉格納容器内の水位)	格納容器再循環サンプ水位(広域)等	緩和設備 防止設備	R/B	0	建屋内
	水位計測(原子炉格納容器内の水位)	格納容器水位、原子炉下部水位キャビ	緩和設備 緩和設備	R/B	0	建屋内
	水素濃度計測(原子炉格納容器内の水素濃度)	ティ水位 格納容器内水素濃度	緩和設備	R/B	0	建屋内
	水素濃度計測(アニュラス内の水素濃度)	格前谷福的小米旗度 アニュラス水素濃度	緩和設備	R/B	0	建屋内
	赤素濃度町間() ニュラス内の赤素濃度) 線量計測(原子炉格納容器内の放射線量率)	格納容器内高レンジエリアモニタ(低	防止設備	R/B	0	建屋内
			緩和設備	~ /~	-	
	出力計測(未臨界の維持又は監視) 温度計測(最終ヒートシンクの確保)	出力領域中性子束等 可搬型温度計測装置	防止設備 防止設備	R/B A/B、TSC	0	建屋P 建屋P
			緩和設備			
	水位計測(最終ヒートシンクの確保)	蒸気発生器水位(狭城)等	防止設備	R/B	0	建屋
		原子炉補機冷却水サージタンク水位	防止設備 緩和設備	R/B	0	建屋内
	 注水量計測(最終ヒートシンクの確保)	補助給水流量	防止設備	R/B	0	建屋P
	圧力計測(最終ヒートシンクの確保)	<u>主蒸気ライン圧力</u>	防止設備	R/B	0	建屋
		原子炉格納容器圧力	防止設備緩和設備	R/B	0	建屋
		原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	防止設備緩和設備	R/B TSC	0	建屋内
	・ ・ ・ ・ ・ た は 判) (故 始 つ 思 に ノ パフの に 月)			R/B	0	建屋内
	水位計測(格納容器バイパスの監視)	蒸気発生器水位(狭城) 主要与匹力	防止設備			
	圧力計測(格納容器バイパスの監視) 	主蒸気圧力 1 次冷却材圧力(広域)	防止設備	R/B R/B	0	建屋P 建屋P
	水位計測(水源の確保)	燃料取替用水ピット水位等	緩和設備 防止設備	R/B	0	建屋内
		ほう酸タンク水位	緩和設備 防止設備	A/B	0	建屋
	水位計測(使用済燃料ピットの監視)	ほう戦ダンク水位 使用済燃料ピット水位(AM 用)等	防止設備	R/B	0	建屋
	温度計測(使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット温度(AM 用)等	緩和設備 防止設備	R/B	0	建屋口
	線量計測(使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	緩和設備 防止設備	A/B、R/B	0	建屋
	山如田子田(唐田子御史」。一本田田(	体田波爆烈した。1月時日よう三	緩和設備	4/D D/D		18 P -
	状態監視(使用済燃料ピットの監視) 温度、圧力、水位及び流量に係わるものの計測	使用済燃料ピット監視カメラ 可搬型計測器	緩和設備 防止設備	A/B、R/B A/B、TSC	0	建屋p 建屋p
			緩和設備	. /		
	パラメータ記録	可搬型温度計測装置	緩和設備	A/B、TSC	0	建屋内
		データ収集計算機	緩和設備	A/B	0	建屋内
		<ul> <li>データ表示端末</li> <li>6-A, B母線電圧、A, B−直流コ</li> </ul>	緩和設備 防止設備	TSC A/B	0	建屋P 建屋P
	その他 (重大事故等対処設備を活用する手順等の着手	ントロールセンタ母線電圧等 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水	緩和設備 防止設備	R/B	0	建屋内
	(国人学校等力)200 m 2 10 パ 5 5 子板(寺の)名子 の判断基準として用いる補助的な監視パラメー タ)	流量(SA)、	緩和設備	., 2	Ŭ	ALC/ALL P

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(10/12)

※1 R/B=原子炉建屋(原子炉格納容器を含む), A/B=原子炉補助建屋, DG/B=ディーゼル発電機建屋, CWP/B=循環水ボンプ建屋, TSC=緊急時対策所 ※2 【評価】〇:降下火砕物に対し安全機能を維持できる

又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火	山 (※2)
				箇所(※1)	評価	評価方法
第59条(原子炉制御	居住性の確保(中央制御室換	中央制御室遮へい、中央制	防止設備	A/B	0	建屋内
室)	気空調設備)	御室非常用循環ファン等	緩和設備	22200-110-		
	居住性の確保(中央制御室の	可搬型証明 (SA)	防止でも緩和で	A/B	0	建屋内
	照明の確保)		もない設備			
	居住性の確保(中央制御室内	酸素濃度・二酸化炭素濃度	防止でも緩和で	A/B	0	建屋内
	の酸素及び二酸化炭素濃度の	計	もない設備			
	測定)					
	汚染の持ち込み防止	可搬型照明 (SA)	防止でも緩和で	A/B	0	建屋内
			もない設備			
	放射性物質の濃度低減(交流	アニュラス空気浄化ファン	緩和設備	R/B	0	建屋内
	動力電源及び直流電源が健全	等				
	である場合)	排気筒	緩和設備	屋外	0	影響なし
	放射性物質の濃度低減(全交	B-アニュラス空気浄化ファ	緩和設備	R/B	0	建屋内
	流動力電源又は直流電源が喪	ン等				
	失した場合)	排気筒	緩和設備	屋外	0	影響なし
第 60 条(監視測定設	放射線量の測定(可搬型モニ	可搬型モニタリングポスト	防止でも緩和で	TSC	0	建屋内
備)	タリングポストによる放射線		もない設備			
	量の代替測定)					
	放射線量の測定(可搬型モニ	可搬型モニタリングポスト	防止でも緩和で	TSC	0	建屋内
	タリングポストによる放射線		もない設備			
	量の測定)					
	放射性物質の濃度の測定	可搬型ダスト・よう素サン	防止でも緩和で	TSC	0	建屋内
		プラ等	もない設備			
	放射性物質の濃度及び放射線	可搬型ダスト・よう素サン	防止でも緩和で	TSC	0	建屋内
	量の測定	プラ、β線サーベイメータ	もない設備			
		等				
		小型船舶	防止でも緩和で	屋外	0	影響なし (適切に)
			もない設備			() () () () () () () () () () () () () (
	風向、風速その他の気象条件	可搬型気象観測設備	防止でも緩和で	TSC	0	建屋内
	の測定(可搬型気象観測設備	TO DRATE AVAILABLE DO BA VIE	もない設備	100	Ĭ	AE/EF'S
	による気象観測項目の代替測		U S T RAM			
	定)					
	風向、風凍その他の気象条件	可搬型気象観測設備	防止でも緩和で	TSC	0	建屋内
	の測定(可搬型気象観測設備	· PALES AN AN AND BALVER AND	もない設備		Ĭ	ALCENT 1
	による緊急時対策所付近の気		C C C ROUTE			
	象観測項目の測定)					

表1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価(11/12)

※1 R/B=原子炉建屋(原子炉格納容器を含む), A/B=原子炉補助建屋, DG/B=ディーゼル発電機建屋, CWP/B=循環水ポンプ建屋, TSC=緊急時対策所 ※2 【評価】〇:降下火砕物に対し安全機能を維持できる

又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して,代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能 (緩和設備,防止でもない設備)

設置許可基準	対応手段	重大事故等対処設備	分類	保管設置	火	山(※2)
				箇所(※1)	評価	防護方法
第 61 条(緊急時対策 所)	居住性の確保(緊急時対策所 進へい及び緊急時対策所換気 設備)	緊急時対策所進へい	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に 除灰)
		可搬型新設緊急時対策所空 気浄化ファン等	緩和設備	TSC	0	建屋内
		圧力計	防止でも緩和で もない設備	TSC	0	建屋内
	居住性の確保(緊急時対策所 内の酸素濃度及び二酸化炭素 濃度の測定)	酸素濃度・二酸化炭素濃度 計	防止でも緩和で もない設備	TSC	0	建屋内
	居住性の確保(放射線量の測 定及び気象観測)	緊急時対策所可搬型エリア モニタ	緩和設備	TSC	0	建屋内
	情報の把握	データ収集計算機、ERSS 伝 送サーバ	防止でも緩和で もない設備	A/B	0	建屋内
		データ表示端末	緩和設備	TSC	0	建屋内
	電源の確保	緊急時対策所用発電機	緩和設備	屋外	0	影響なし (適切に 除灰)
第 62 条(通信連絡を行 なうために必要な設備)	発電所内の通信連絡をする必 要のある場所と通信連絡を行	衛星電話設備、衛星携帯電 話	防止設備 緩和設備	A/B、TSC	0	建屋内
	なうための設備	トランシーパ	防止設備 緩和設備	TSC、屋外	0	影響なし (建屋内, 適切に 除灰)
		携行型通話装置	防止設備 緩和設備	A/B	0	建屋内
		インターフォン、テレビ会 議システム (指揮所・待機 所間)	防止設備 緩和設備	TSC	0	建屋内
		データ収集計算機	緩和設備	A/B	0	建屋内
		データ表示端末	緩和設備	TSC	0	建屋内
	発電所外(社内外)の通信連 絡をする必要のある場合と通	衛星電話設備、衛星携帯電 話	緩和設備	A/B、TSC	0	建屋内
	信連絡を行なうための設備	総合原子力防災ネットワー クに接続する通信連絡設備	防止でも緩和で もない設備	A/B、TSC	0	建屋内
		データ収集計算機、ERSS 伝 送サーバ	防止でも緩和で もない設備	A/B	0	建屋内

表 1	降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価	(1	2	112	)
1 1	[年]八叶()(二), 公里八丁(), 一〇四), 一〇四)	( I	4	1 4	/

※1 R/B=原子炉建屋(原子炉格納容器を含む), A/B=原子炉補助建屋, DG/B=ディーゼル発電機建屋, CWP/B=循環水ポンプ建屋, TSC=緊急時対策所 ※2 【評価】〇:降下火砕物に対し安全機能を維持できる

又は降下火砕物による損傷を考慮した場合でも,対応する設計基準事故対処設備が降下火砕物に対し安全機能を維持できる(防止設備) 又は降下火砕物による損傷を考慮して,代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能

(緩和設備,防止でもない設備)

以上

水質汚染に対する補給水等への影響について

1. 泊発電所3号炉における水源の概略系統及び供給先

水質汚染については,降下火砕物が海水に混入することで,補給水等の汚染 が考えられる。

図1に示すとおり,給水に使用する海水は海水淡水化装置,ろ過水タンク, 純水装置及び真空脱気装置を経由し1次系純水タンクに供給される。ろ過水タ ンクに貯留された水は消火用水,飲料水及び所内用水として供給されるが,評 価対象設備に含まれない。

一方,1次系純水タンクに貯留された純水は,純水装置による水処理及び水 質管理が行われた後,真空脱気装置による水処理及び水質管理が行われている こと,また,供給する設備には,燃料取替用水ピット及び原子炉補機冷却水サ ージタンク等への補給等があるが,いずれも,点検時の水張りや系統内でリー クが生じた際に補給等が必要になるもので,降下火砕物の降灰時に補給が必要 となるものではなく,水質汚染はプラントの安全機能に影響を及ぼさない。

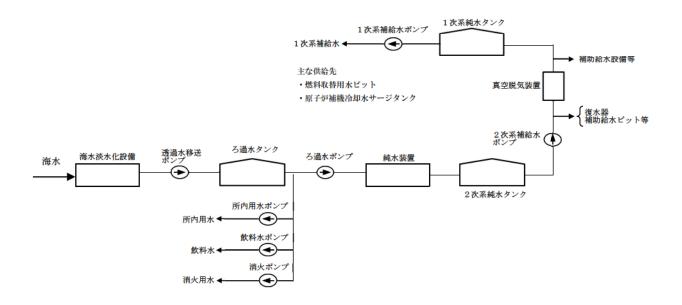


図1 プラントへ供給される水源の概略系統図(泊発電所3号炉)

以 上

### 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備 の防護方針について

1. 概要

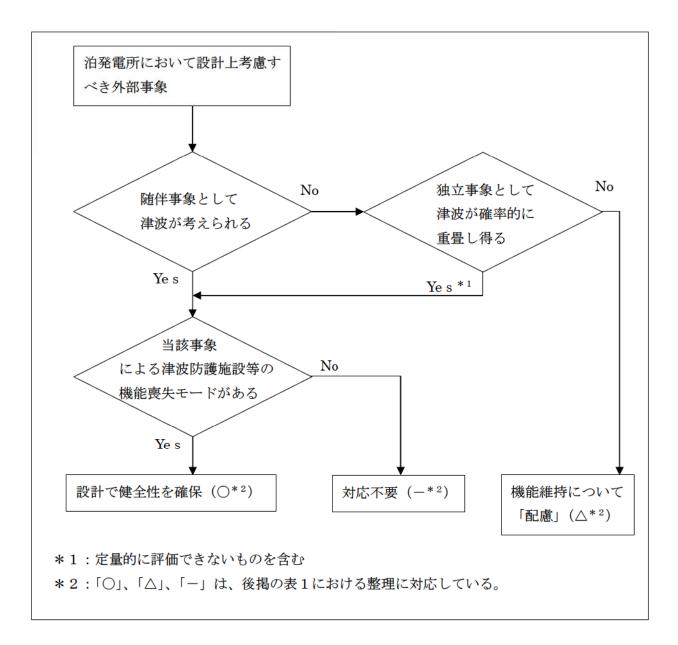
津波防護施設、津波防止設備及び津波監視設備(「以下「津波防護施設等」 という。」の自然事象に対する防護方針を以下に示す。

2. 防護に関する考え方

以下の考え方に基づき、泊発電所において自然事象に対する津波防護施設 等の機能維持のための対応要否について整理した。

自然事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フローを図1に 示す。

- (1)設計上考慮すべき事象が、津波若しくは津波の随伴、重畳が否定できない事象に該当するかを確認する。定量的な重畳確率が求められない事象については、保守的に影響を考慮する。
- (2) 津波の随伴、重畳が否定できない場合は、当該事象による津波防護の 機能喪失モードの有無を確認する。機能喪失モードが認められる場合 は、設計により健全性を確保する。
- (3) 津波の随伴、重畳が有意でないと評価される事象についても、泊発電 所の津波防護施設については、基準津波高さや防護対象の広さ等その 重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。



#### 図1 自然事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フロー

#### 3. 検討結果

上記フローに基づく各事象に対する防護方針の検討結果を以下に示す。 (詳細は表1にとおり)

(1) 津波の随伴、重畳が否定できない事象\*1に対する防護方針

これらの外部事象に対しては、津波との随伴若しくは重畳の可能性を否定できないため、荷重の重ね合わせのタイミングを考慮した上で設計への反映の要否を検討し、津波防護施設等への影響が考えられる事象に対しては、津波防護施設等の機能を維持する設計とする。

\*1:地震、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、生物学的事 象、森林火災

(2)津波の随伴、重畳が有意ではない事象(竜巻、火山の影響)に対する防 護方針「竜巻」、「火山の影響」の2つの外部事象で津波は随伴せず、ま た、基準津波との重畳の確率も有意ではないため、津波防護施設を防護 対象とはしないものの、津波防護施設等の機能が要求される時にはその 機能を期待できるように以下の対応を自主的に実施する。

a.「竜巻」

設計竜巻と基準津波が重畳する年超過率は,約●/年であり、竜巻と津 波の重畳は有意でないと評価されるが、竜巻が襲来した場合には必ず作 用する風圧力に対しては、津波防護施設等の健全性を維持する設計とす る。

b.「火山の影響」

設計で想定する降下火砕物の噴火と基準津波が重畳する年超過確率は、 約●/年\*2であり、火山の影響と基準津波の重畳は有意ではないと評価さ れるが、降下火砕物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を 確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計とする。

\*2:敷地で確認された降下火砕物の層厚は●cmと評価しており、この 降下火砕物噴出年代は約●万年前であることを考慮

> 追而【地震津波側審査の反映】 (上記●については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)

				<ul> <li>: 津波の随伴、重畳が否定できな</li> <li>: 津波の随伴、重畳は有意ではな</li> <li>: 対応が不要な事象(-)</li> </ul>	さいため、言 さいが、機能	: 津波の随伴、重畳が否定できないため、設計で健全性を確保する事象(○) : 津波の随伴、重畳は有意ではないが、機能維持については設計上配慮する事象(△) : 対応が不要な事象(-)
		表1 (	外部事象に対す	外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表(1/2)		
設計上考慮 すべき 外部事象	<ul> <li>①</li> <li>随伴事象として</li> <li>津波を考慮要</li> </ul>	<ul> <li>②</li> <li>(1) 独立事象として</li> <li>(注) 潜波が重畳し得る</li> </ul>	津波との重畳 を考慮要 (①か20が〇)	津波防護施設の機能喪失による安全施設等の機能 喪失の可能性	設計 く の反映 要否	機能維持のための 対応方針
超	0		0	<u>あり</u> 地震荷重により損傷した場合、安全施設等への津 波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	0	耐震 S クラスとして基準地震動 Ss に対し健全性 を維持し、津波に対する防護機能を維持する。 また、津波と余震の組み合わせも考慮する。
風(台風)	I	0	0	<u>あり</u> 風荷重により損傷した場合、安全施設等への津波 の到達、浸水による機能喪失が想定される。	0	・風荷重、津波荷重を考慮した設計とする。 ・津波監視カメラは、風荷重を考慮した設計と する。
海	I	I	I	<u>なし</u> 以下のとおり、重畳の頻度は無視し得る。 ・設計竜巻の確率:約1.4×10 <sup>-7</sup> ・基準津波の年超過率:●/年* <sup>3</sup> ⇒重量確率:●/年 年超過率が1×10 <sup>-7</sup> /年未満であり、有意ではない。	4	<ul> <li>防潮堤の設計においては、自主的に風圧力に 対しては、健全性を維持する設計とし、飛来物 については、衝突荷重に対して、倒壊せず構造 健全性を維持する設計とする。</li> <li>溢水防止壁の設計においては、自主的に風圧力 に対しては、健全性を維持する設計とする。</li> <li>津波監視カメラは、竜巻の風荷重(100m/</li> <li>による荷重を考慮した設計とする。</li> </ul>
凍	I	0	0	あり 凍害により止水目地が損傷した場合、安全施設等へ の津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	0	止水目地は最低気温を考慮した設計とする。
降水	I	0	0	<u>なし</u> 降雨による海水面の上昇は無視し得る。	I	1
積雪	I	0	0	<u>あり</u> 積雪荷重により損傷した場合、安全施設等への津 波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	0	積雪荷重と津波荷重を考慮した設計とする。
с *	):設置変更許	*3:設置変更許可申請書添付書類六「●.		●超過確率の参照」を考慮		Í
			追而 (上記●についたは、	追而【地震津波側審査の反映】 では、地震津波側審査結果を受けて反映のため)		

: 津波の随伴、重畳が否定できないため、設計で健全性を確保する事象(〇)

■ : 津波の随伴、重畳は有意ではないが、機能維持については設計上配慮する事象(△)
 ■ : 対応が不要な事象(-)

外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表(2/2)

表1

	0 1	<u>あり</u> 落雷による津波監視設備の機能喪失が想定 される <u>なし</u>	0	
<u>火</u> 山の影響 	I			津波監視設備については、既設避奮設備 の進へい範囲内への設置を行う。
		以下のとおり、重畳の頻度は無視し得る。 ・想定する火山の確率:●/年*2 ・基準津波の年超過率:●/年*3 ⇒重畳確率:●/年* 年超過率が 1×10 <sup>-7</sup> /年未満であり有意では ない。	⊲	設計にて長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に降下火砕物 確保するとともに、降灰後に降下火砕物 を適時除去可能な設計とする。
地滑り - 〇	0	<u>なし</u> 地滑りにより津波防護施設が機能喪失に至 ることはない。	I	Ι
生物的事象 - 〇	0	<u>なし</u> 生物による影響(閉塞、侵入)による機能喪 失モードを有しない。	Ι	1
森林火災 - 〇	0	<u>なし</u> 防火帯により森林との離隔距離が確保され るため、熱影響を受けることはない。	Ι	1

(上記●については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)

追而【地震津波側審査の反映】

\*3:設置変更許可申請書添付書類六「●.● 超過確率の参照」を考慮

\*2:敷地で確認されに降下火砕物の層厚は●㎝と評価しており、この降下火砕物頃山中代は約●カ年則でめることを呑慮

6 山-別添 1-141

以 上

## 泊発電所3号炉

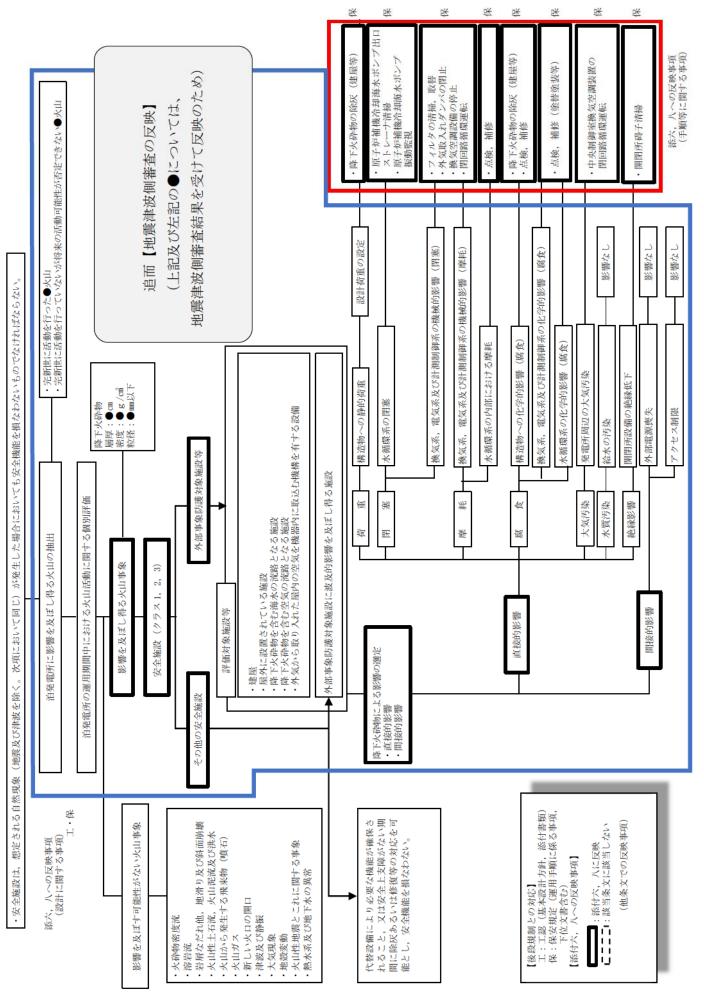
# 技術的能力説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)

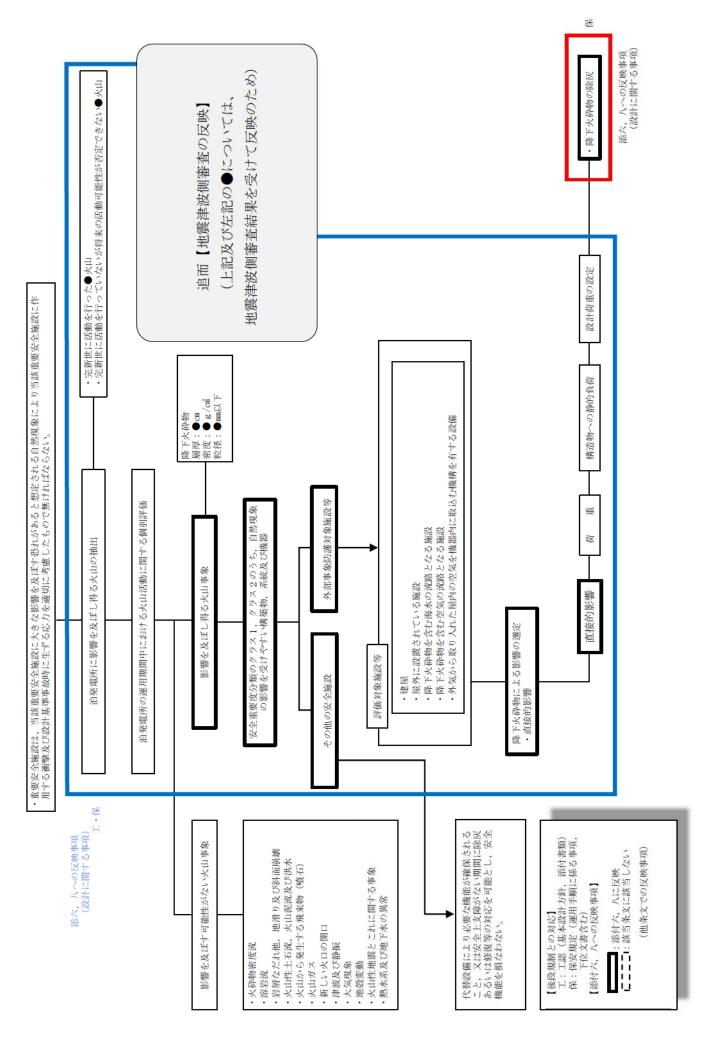
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)

安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波 を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわ ないものでなければならない。

2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると 想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準 事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

安全施設(兼用キャスクを除く。)は, 想定される自然現象(地震及び津波を 除く。次項において同じ。)が発生した 場合においても安全機能を損なわない ものでなければならない。 重要安全施設は、当該重要安全施設 に大きな影響を及ぼすおそれがある と想定される自然現象により当該重 要安全施設に作用する衝撃及び設計 基準事故時に生ずる応力を適切に考 慮したものでなければならない。





運用対策等	・建屋、構築物等に堆積した降下火砕物の除去作業	・保修課、土木建築課による保守・点検の体制 ・降灰対応体制	<ul> <li>日常保守点検</li> <li>降灰時の巡視点検</li> </ul>	・運用・手順、保守・点検に関する教育	<ul> <li>・降灰時に、換気空調設備外気取入口のフィルタ差圧の巡視点検を行い、状況に応じて取替・清掃を行う</li> </ul>	<ul> <li>・運転員の当直体制</li> <li>・保修課による保守・点検の体制</li> <li>・降灰対応体制</li> </ul>	<ul> <li>・日常保守点検</li> <li>・定期点検</li> <li>・降灰時の巡視点検</li> </ul>	・運用・手順、保守・点検に関する教育
区分	運用・手順	体制	保守・点検	教育・訓練	運用・手順	体制	保守・点検	教育・訓練
対象項目		1	降下火砕物の除去 (建屋等)	1		フィルタ取替・清掃	1	
設置許可基準規則 対象条文				第6条	外部からの衝撃に よる損傷の防止			

技術的能力に係る運用対策等(設計基準)

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	医分	運用対策等
		運用・手順	<ul> <li>・降灰時に、海水を通水する水循環系のストレーナ差圧の巡視点検の強化を行い、状況に応じて洗浄を行う。</li> </ul>
	原子炉補機冷却海水 ポンブ出ロストレーナ	体制	・運転員の当直体制 ・降灰時の注意喚起体制、非常体制
	清掃	保守・点検	・ストレーナの日常点検 ・降灰時の巡視点検
		教育・訓練	・運用・手順、保守・点検に関する教育
-		運用・手順	<ul> <li>・降灰時の原子炉補機冷却海水ポンプ振動の監視をし、判定基準を目安に点検を 行う</li> </ul>
第6条		体制	・降灰対応体制
外部からの衝撃に よる損傷の防止	原ナ炉桶機信却海水 ポンプ振動計測	保守·点検	<ul> <li>・降灰時の海水ポンプの振動監視</li> <li>・振動監視装置の点検・校正</li> </ul>
		教育・訓練	・運用・手順、保守・点検に関する教育 ・状態監視技術に関する教育(資格)
		運用・手順	<ul> <li>・降灰時には、平型フィルタによる降下火砕物の侵入の防止に加え、必要に応じて、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止、閉回路循環運転を実施する。</li> </ul>
	外気取入ダンパの閉 止、換気空調系の停 止、閉回路循環運転	体制	<ul> <li>・降灰対応体制</li> <li>(運転員の当直体制)</li> </ul>
		保守・点検	
		教育・訓練	・運用・手順、保守・点検に関する教育